資料１

第３次町田市環境マスタープラン

素案

2021 年 8 月

第３次町田市環境マスタープラン　素案　　＜　目　次　＞

第１章 計画の基本的事項 1

1.1 「第３次町田市環境マスタープラン」策定の趣旨 1

1.2 計画の位置づけ 5

1.3 市の基本構想・基本計画との関連性 6

1.4 計画の対象範囲 7

1.5 計画期間 7

第２章 町田市の環境の現状と課題 8

2.1 町田市の概況 8

2.2 町田市の環境の現状と課題 12

第３章 計画の基本構成 22

3.1 環境の保全、回復及び創造に向けた基本理念 22

3.2 望ましい環境像 22

3.3 基本目標 24

3.4 重点プロジェクト 25

3.5 施策 25

3.6 計画の体系 27

第４章 望ましい環境像実現のための取組 29

基本目標１　エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち 31

基本目標２　源流から里山、都市が織りなす いのち輝くまち 45

基本目標３　徹底したごみ減量、資源化を進めるまち 55

基本目標４　安全で快適な暮らしを実現するまち 65

基本目標５　環境について、みんなで学び、協働を進めるまち 73

第５章 取組をリードする重点プロジェクト 80

5.1 重点プロジェクトの考え方 80

5.2 重点プロジェクト 81

第6章 推進体制・進行管理 91

6.1 推進体制 91

6.2 進行管理 92

第7章 付属資料 93

第1章 計画の基本的事項

1.1 「第３次町田市環境マスタープラン」策定の趣旨

1.1.1 はじめに

町田市は、良好な環境を保全、回復及び創造するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の実現を目指して 2000 年に環境基本条例を制定しています。

この環境基本条例に基づき、2002 年３月に「町田市環境マスタープラン」、2012 年３月に「第二次町田市環境マスタープラン」（以下、前計画）を策定し、環境の保全回復及び創造に向けた展開を図ってきました。さらに前計画では、前後期それぞれ５年ごとに具体的な取組をアクションプランとして策定することで、実効性を考慮しながら計画を推進してきました。

表 1 町田市環境マスタープランが定める事項（町田市環境基本条例より）

- 市の責務として、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境基本計画を策定すること（第９条）
- 環境への負荷の低減に寄与する行動を取るための規範となる環境行動指針を策定すること（第11条）

1.1.2 国内外の環境政策を取り巻く動向

2012 年に策定した前計画以降、国内外における環境政策を取り巻く状況は大きく変化しています。

2015 年には、国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、経済、社会、環境における課題を統合的に解決する考え方が示されるとともに、2016 年から 2030 年までの国際目標として、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられました。SDGs は、17 の目標（図 1 参照）とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。また、2015 年にフランス・パリで行われた第 21 回締約国会議（COP21）では、2020 年以降の地球温暖化対策の新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を２℃より十分低く保つとともに、1.5℃未満に抑えるための努力を追求することが示され、日本を含むすべての条約加盟国が温室効果ガス排出削減のための取組を強化することが必要とされています。欧州では、新型コロナウィルス感染症からの経済復興にあたり、環境や社会にも配慮した復興として「グリーンリカバリー」が実践されており、日本でも同様の考え方を取り入れる動きが広まろうとしています。

このような世界的な動向を踏まえ、国では、2018 年 4 月に「第五次環境基本計画」が策定され、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏」、持続可能な循環共生型の社会（環境・

生命文明社会）の実現が掲げられました。また、2016 年 5 月に「地球温暖化対策計画」が策定され、温室効果ガス排出量の削減目標を設定するとともに、地方公共団体には地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を義務づけ（町田市を含む中核市未満は努力義務）られています。さらに、2020 年には、国として 2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが菅内閣総理大臣により宣言され、2021 年 4 月には、2030 年度 46%削減（2013 年度比）の目標が掲げられています。こうした流れを受け、地球温暖化対策推進法の改正や地域脱炭素ロードマップの策定が進められており、地球温暖化対策における地方公共団体に求められる役割が大きくなっています。このほかにも、気候変動適応法の制定や生物多様性国家戦略の見直しが行われています。

東京都においては、2016 年 3 月に「東京都環境基本計画」を策定し、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を掲げています。さらに、2019 年 5 月には、2050 年に CO_2 排出実質ゼロを目標とする「ゼロエミッション東京」を宣言しており、2021 年 3 月に「ゼロエミッション東京戦略 2020　Update＆Report」を策定しています。この戦略では、2050 年に目指すべき姿とともに 2030 年までに温室効果ガス排出量を半減（2000 年度比）する「カーボンハーフ」のための取組が示されています。このほかにも、「東京都気候変動適応計画」の策定や生物多様性地域戦略の見直しが行われています。

このように、環境政策を取り巻く社会動向は日々変化しており、これらの変化を取り込んだ新たな対応が求められています。

出典：国際連合広報センター　HP

図 1　持続可能な開発目標（SDGs）17 のゴールのロゴ

1.1.3　前計画における振り返り

前計画では、5 つの基本目標ごとに 3 つの達成目標を掲げ、前期後期それぞれ 5 年間のアクションプランで推進を図ってきました。その結果、15 の達成目標に対し、達成度は 1/3 程度にとどまる見込みです。

基本目標 1　地域で取り組む地球温暖化の防止～低炭素社会を目指すまちづくり～

主要な取組

みどりのカーテンや「わたしのエコ宣言」による家庭での温室効果ガス削減の取組支援、再生可能エネルギー導入に関する各種補助金の紹介や出前講座、公共交通機関の利用促進などの市民の意識を高める取組等を予定通りに進めることができました。

達成目標の評価

普及啓発等を積極的に行いましたが、東日本大震災以降の原子力発電停止の影響等により「二酸化炭素排出量の削減」の目標達成が厳しい状況となっています。一方で、まだ市民全体への意識の浸透が途上段階ということもあり、「再生可能エネルギー導入割合の増加」、「市民の公共交通利用者割合の増加」の目標達成が厳しい状況となっています。

基本目標 2　自然環境と歴史的文化的環境の保全～水とみどりと生き物を守り育むまちづくり～

主要な取組

水辺の魅力の発信について、継続的な水辺でのイベント開催と環境広報紙やアプリ等での情報発信を行いました。また、北部丘陵及び公園の整備事業を着実な実施や市民協働による生きもの調査やビオトープイベントの開催等の各種事業を推進することができました。

達成目標の評価

目標の 1 つである「水辺とのふれあいの満足度」は目標を達成する見込みです。生産緑地の減少などの影響があり、目標の 1 つである「緑地の割合」はほぼ横ばいで推移しており、目標達成は困難な状況です。また、市民協働での取組等のおかげで、「生きものに関心のある市民の割合」は基準年度から増加していますが、目標は達成できていません。

【町田生きもの共生プラン 2015-2021 の振り返り】

※本計画では、町田市の生物多様性地域戦略である「町田生きもの共生プラン」を包含します。「町田生きもの共生プラン」では、基本方針や目標等を横断的に推進するために 5 つの重点プロジェクトを設定しました。重点プロジェクトでは、定量的な視点として 5 つの指標を設定しており、達成度は 4/5 になる見込みです。

基本目標３　持続可能な循環型社会の構築～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり～

主要な取組

ごみ減量サポーター制度をはじめ、3R の出前講座や食品ロスの啓発、事業者向けの訪問指導など、ごみ排出に関連した市民・事業者向けの普及啓発を行い、ごみの減量・資源化を進めてきました。

達成目標の評価

「1 人 1 日あたりの総ごみ量」は減少し、目標を達成しています。総ごみ量についても、2009 年度から人口が増加しているにも関わらず、概ね減少傾向にあります。一方で、資源ごみ処理施設の整備が予定より遅れているため、「資源化率」は基準年度から横ばいに推移しており、目標達成は難しい状況です。同様の理由から、資源物を除いた「ごみとして処理する量」も目標は達成できていません。

基本目標４　良好な生活環境の創造 ～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～

主要な取組

大気質に関連する事業として、大気汚染物質を排出しない自転車の利用環境の整備を推進し、良好な水質確保のために市民・事業者への啓発等を行いました。また、悪臭の発生防止対策、自動車や事業活動による騒音・振動問題への対策を行ってきました。

達成目標の評価

「大気質の環境基準」は光化学オキシダントを除くすべての項目で目標を達成しており、「周辺環境への市民の満足度」の目標も達成しています。「河川の水質」は、概ね環境基準を達成していますが、水素イオン濃度（pH）は基準値を超え、アルカリ側に超過することが多くなっています。原因は藻の光合成の影響とみられます。

基本目標５　環境に配慮した生活スタイルの定着 ～学び・協働で進めるまちづくり～

主要な取組

市内小中学校での環境教育等を毎年実施し、環境配慮に対する意識の浸透を図りました。また、学校、事業者との協働や環境月間イベントやエコフェスタなど市独自の環境イベントを実施して、環境のことを考える機会を設けています。

達成目標の評価

「市内小中学校での環境教育等の実施率」は毎年目標を達成しています。「イベント等に参加する市民の割合」は基準年度から増加していますが、目標達成はできていません。また、出前講座などによる環境配慮行動の啓発活動の取組を行っていますが、「環境に配慮した行動を行っている市民の割合」は基準年度から若干の減少が見込まれ、目標の達成が厳しい状況です。

1.1.4　計画の目的

「第３次町田市環境マスタープラン」（以下、本計画）は、環境基本条例に基づき、環境施策の基本となる望ましい環境像を定め、その実現に向けて分野ごとに目標をたて、施策を策定して総合的に推進するための計画です。

1.2　計画の位置づけ

「まちだ未来づくりビジョン 2040」をはじめとした、環境に関連するさまざまな計画や条例との整合を図りながら取組を推進していきます。本計画に包含する、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「地域気候変動適応計画」、「生物多様性地域戦略」は、それぞれアクションプランとして位置づけます。

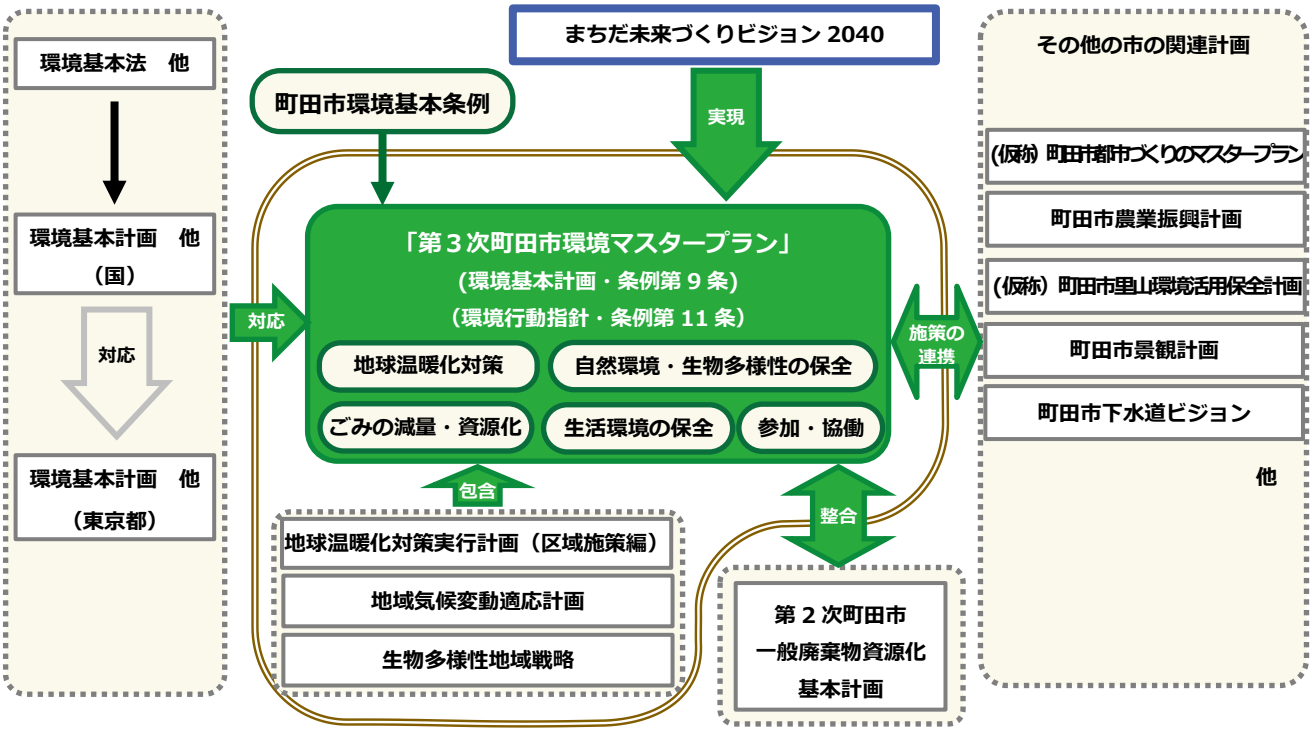

図 2　本計画の位置づけ

1.3　市の基本構想・基本計画との関連性

町田市では、誰もが夢を描くことができ、幸せを感じられる未来をつくるために、市の基本構想・基本計画である「まちだ未来づくりビジョン 2040」を策定しているところです。本計画では、「まちだ未来づくりビジョン 2040」の実現に向けて、具体的な事業と取組を示す実行計画「町田市５ヵ年計画 22-26」と連動を図りながら、環境施策の推進を図ります。

図 3　本計画と「まちだ未来づくりビジョン 2040」との関係図

1.4　計画の対象範囲

本計画では、町田市環境基本条例第３条に定める基本理念に基づき、表２に示す６つの分野を計画の対象範囲とします。

新たに「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「地域気候変動適応計画」、「生物多様性地域戦略」を包含したことや国内外の環境政策動向を踏まえて、「気候変動の影響への適応」、「生物多様性の保全」も環境の対象範囲として明確に定義づけることで、関連する取組の強化を図ります。

表 ２　本計画の対象となる分野と主な要素

分野	主な要素
気候変動	再生可能エネルギー、省エネルギー、気候変動の影響への適応等
自然	谷戸・樹林地・水辺等のみどりや水の保全・活用、生物多様性の保全、農地保全等
都市・歴史・文化	景観、歴史的・文化的環境の保全等
廃棄物	廃棄物の減量、資源循環利用等
生活環境	大気、水質、騒音・振動・悪臭
参加と協働	市民・事業者向けの環境教育・環境学習、多様な主体の協働での環境保全活動等

1.5　計画期間

本計画の期間は、2022 年度から 2031 年度末までの 10 年間とします。

なお、環境や社会状況の変化に応じて、計画期間の途中で必要な見直しを実施します。

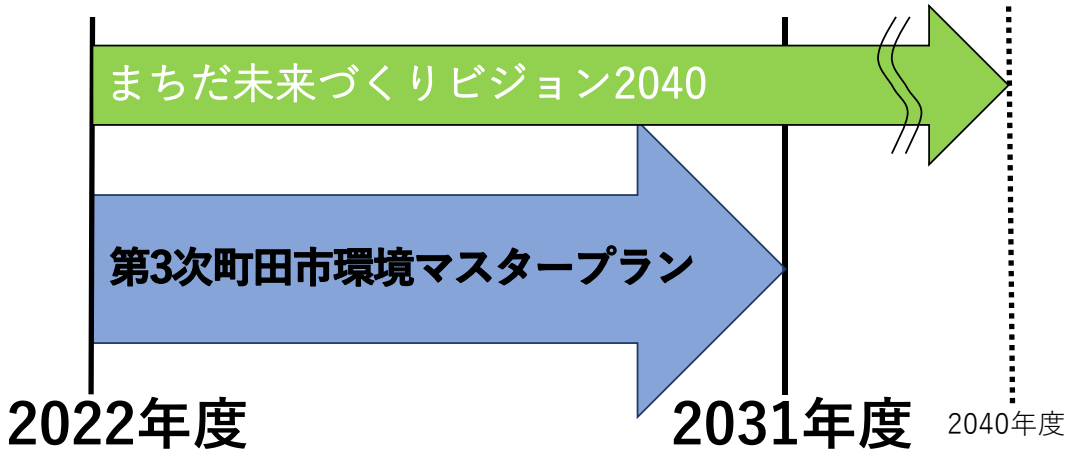

図 ４　本計画の計画期間

第2章　町田市の環境の現状と課題

2.1　町田市の概況

■位置・地勢

町田市は東京都の西南端に位置する半島状の外形の丘陵都市で、都心から西南 30～40km、横浜市中心部から西北 20～30km 圏に位置しています。周囲を東京都八王子市、多摩市、神奈川県川崎市、横浜市、大和市、相模原市に接し、北側に多摩ニュータウンと八王子ニュータウン、南側に相模原の市街地があります。

出典：町田市緑の基本計画 2020 一部改訂

図 5　町田市の位置図

■沿革

町田市域には、旧石器時代から人々が暮らしており、多くの遺跡が残っています。中世から近世までは、鎌倉街道や神奈川道（現町田街道）に沿って集落が形成され、宿場町として栄えていました。江戸時代には、養蚕や炭焼などが盛んに行われ、繭、生糸、黒川炭などが売買されていました。

明治期以降には、八王子から原町田を経由して横浜に向かう街道（絹の道）が、重要な物流ルートとなり、町田（原町田）もその中継地の商都として発展しました。また、明治期の初期には、野津田村、小川村等を中心に自由民権運動が活発に行われていました。

1958 年、町田町、鶴川村、忠生村、堺村が合併し、現在の町田市となりました。1960 年代から 1970 年代にかけて住宅地の開発が急速に進み、新たな首都圏近郊の住宅都市としての発展を遂げています。1970 年代から、多摩ニュータウン事業としての相原・小山土地区画整理事業、民間組合方式による土地区画整理事業や、市街地再開発事業による中心市街地の再整備が進みましたが、現在ではこうした大規模な面的整備事業は終息傾向にあります。

■気象

町田市（八王子地域観測所データ）の直近 5 年間の月別の平均気温は、8 月が 26.62℃と最も高く、1 月が 3.46℃と最も低くなっています。降水量は 10 月が 294.2mm と最も多く、2 月が 28.7mm と最も少なくなっており、年間の平均降水量は 2,470mm です。

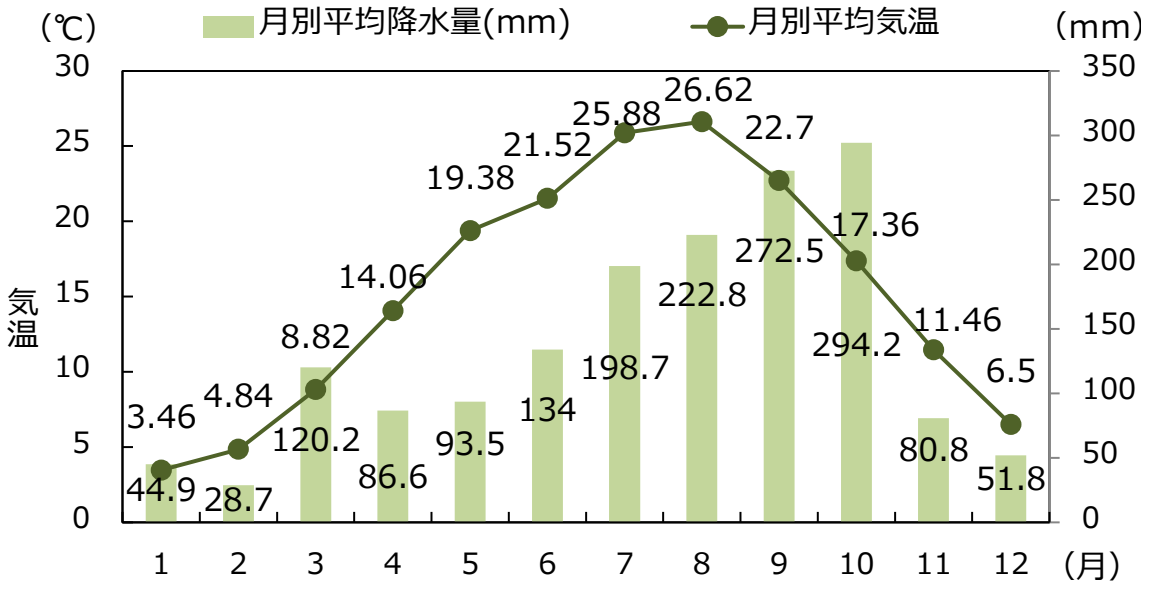

出典：気象庁データ（八王子地域観測所）

図 6　2015 年～2019 年までの月別平均降水量及び月別平均気温

■地形・土地利用

町田市は東京都の南端にあり、ほぼ全域が三浦丘陵へと続く多摩丘陵に位置しています。また、鶴見川・境川の源流部にあたるため、多くの谷戸地形からなっています。

町田市の土地利用をみると、宅地が全体の 48%と多く、次いで山林が 13%となっています。

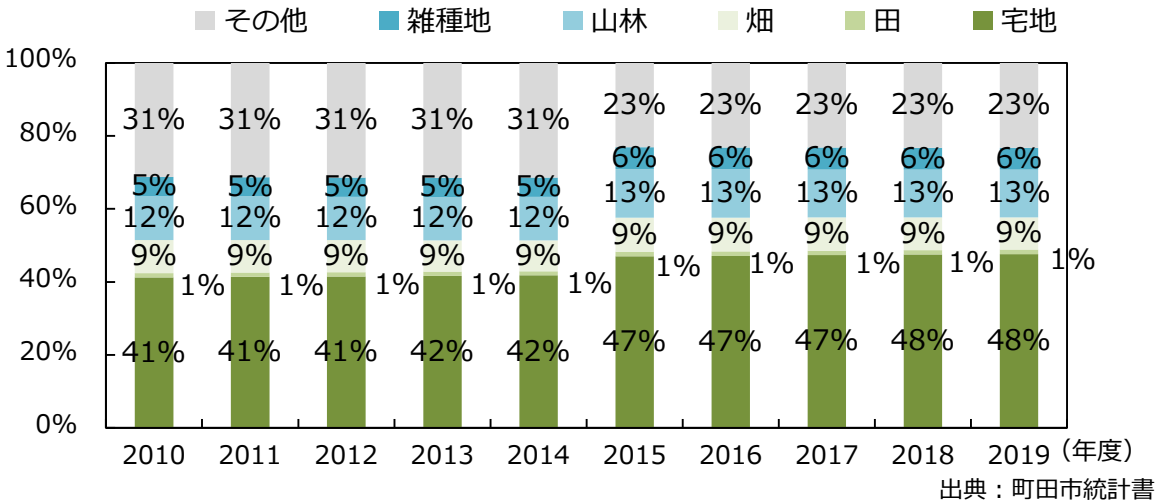

出典：町田市統計書

図 7　土地利用割合（地目別の面積割合）

■人口

町田市の人口は、2019 年 1 月 1 日時点では、総人口が 42 万 8,685 人、世帯数が 19 万 5,643 世帯となっています。人口及び世帯数は増加傾向にありますが、1 世帯当たりの人口は、減少傾向となっています。

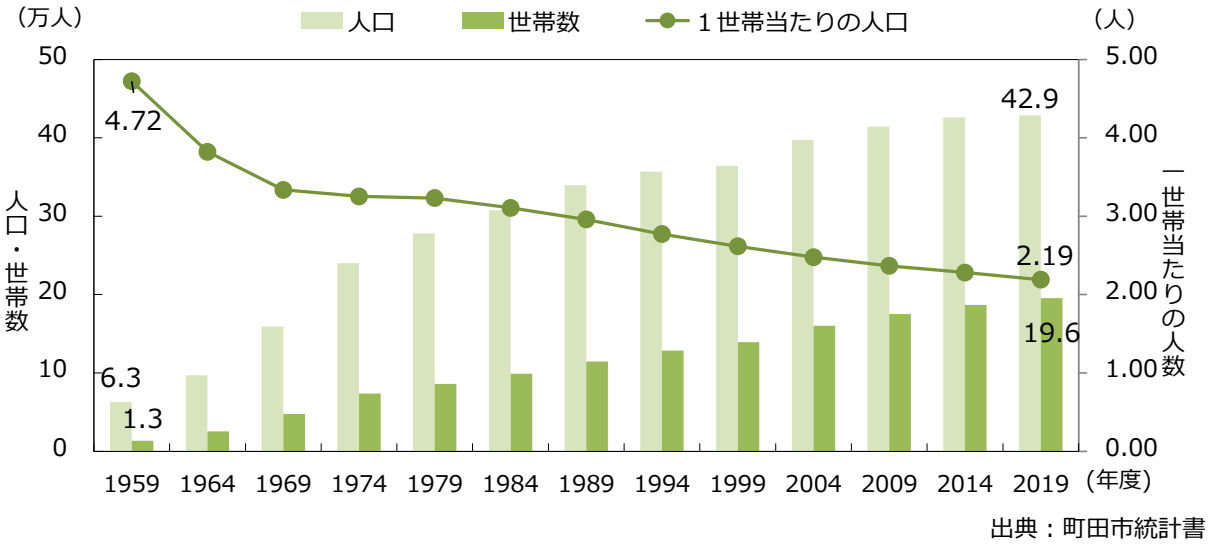

出典：町田市統計書

図 8　人口・世帯数と 1 世帯当たりの人口の推移

■産業

産業別就業者数では、第 3 次産業が最も多く、続いて第 2 次産業が多くなっています。

第 3 次産業は 1995 年から 2010 年までは増加していましたが、2010 年から 2015 年の間に減少しています。

産業分類別事業所数の割合をみると、「卸売・小売業」が 24.7%と最も高く、「商都町田」と称されるように、商業の存在感が大きいことが特徴となっています。そのほかに、「宿泊業，飲食サービス業」（12.6%）、「医療，福祉」（10.4%）の割合が高くなっています。

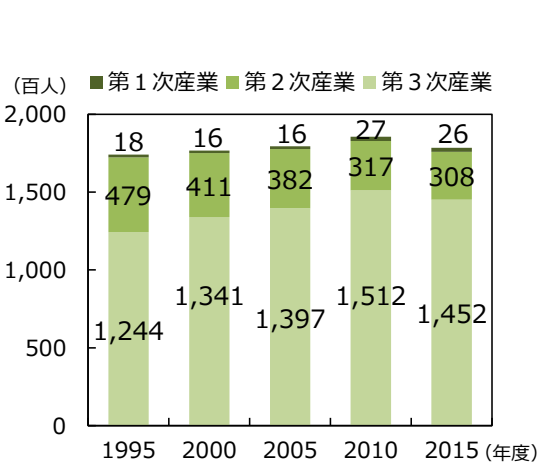

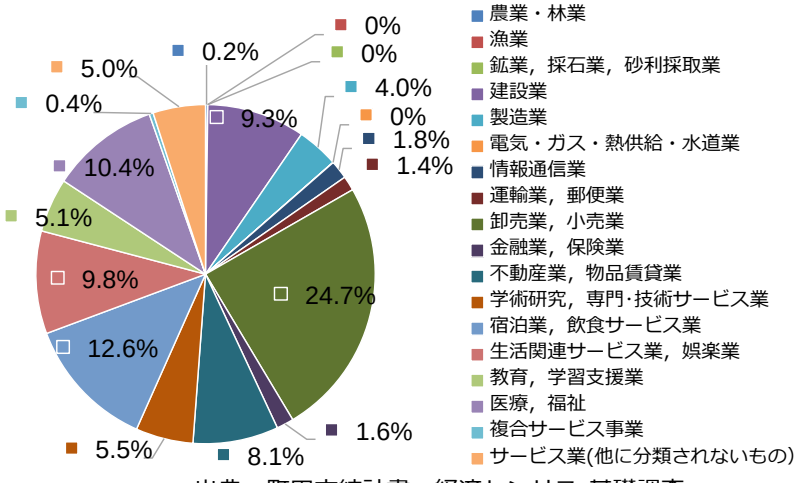

出典：町田市統計書、経済センサス-基礎調査

図 9　産業別就業者数の推移（左図）と産業分類別事業所数内訳（右図）

■社会基盤

町田市は、1960 年代から 1970 年代に大規模な住宅地の開発が進み、首都圏近郊の住宅都市として発展してきました。一方、町田駅周辺は多摩地域及びその周辺地域の中で商業拠点として認識されています。

市内には、JR 横浜線、小田急小田原線、東急田園都市線及び京王相模原線の鉄道が通っていますが、これらの駅が市域の外縁部にあること、丘陵地で坂が多いこと、多摩方面への交通網の整備が不十分であること等の理由から、市民の路線バス、自動車、バイク等への依存度が高くなっています。こうした移動手段の基盤となる町田市内の主要幹線道路は、交通が集中すること、多くが幅の狭い 2 車線道路であることにより、平日・休日ともに混雑している状況です。

今後は、多摩都市モノレール及び小田急多摩線の延伸、リニア中央新幹線の開業など交通基盤の大きな変化に伴い、人の流れや拠点形成等に大きな変化があると予想されます。

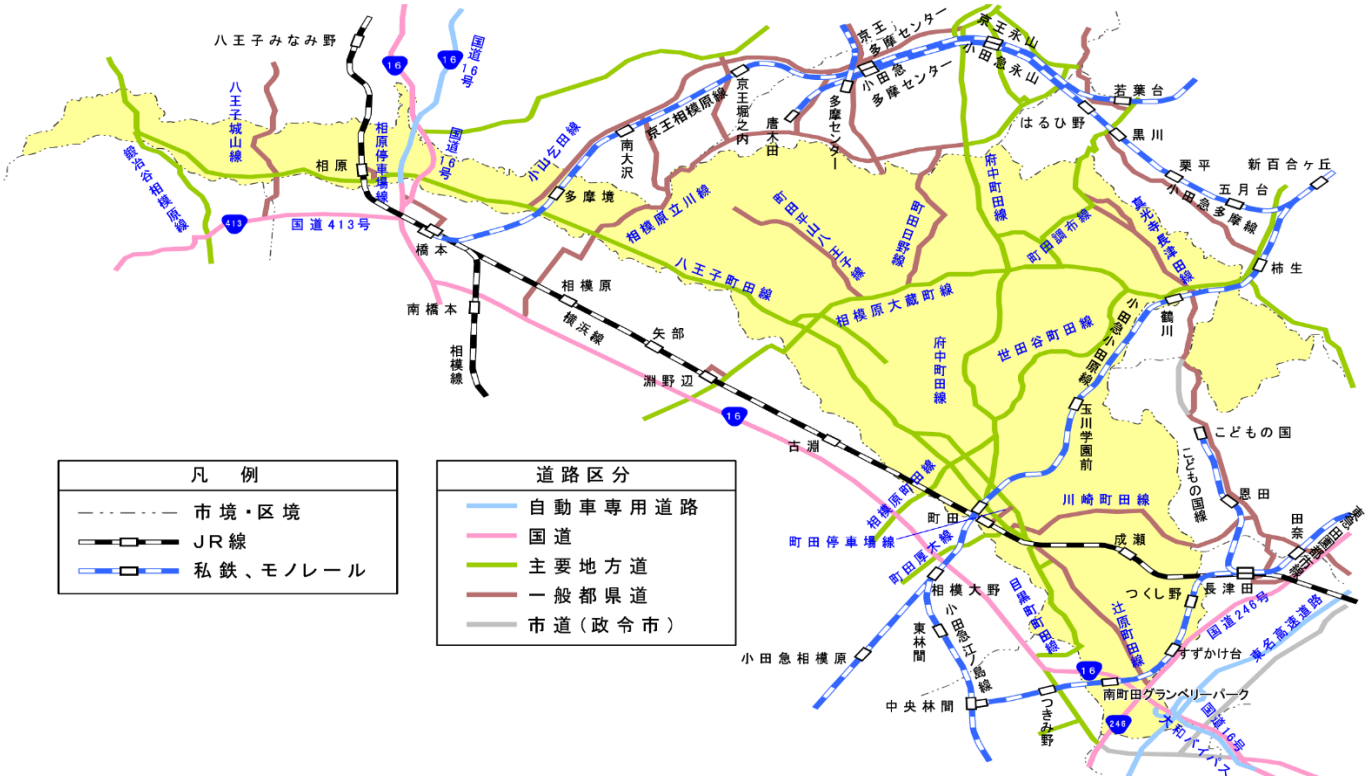

出典：町田市交通マスタープラン一部改訂

図 10　町田市の幹線交通網

2.2　町田市の環境の現状と課題

気候変動

■現状

町田市における温室効果ガス排出量は、2013 年度の 1,479 千 t-CO_2 をピークにして、減少傾向にあり、2018 年度は 1,274 千 t-CO_2 となっています。

温室効果ガス排出量の内訳は、民生（家庭）部門が 39.9%、民生（業務）部門が 27.5%と、民生部門が 7 割程度の割合を占めています。

固定価格買取制度認定による市内の再生可能エネルギー導入量は、現状すべてが太陽光発電であり、2015 年 3 月の約 26,000kW（導入件数 6,454 件）から 2020 年 3 月の約 37,000kW（導入件数 8,459 件）まで増加しています。

町田市から最も近い八王子気象観測所における年平均気温は、長期的に見ると上昇傾向にあり、猛暑日数・熱帯夜日数についても増加傾向が表れています。

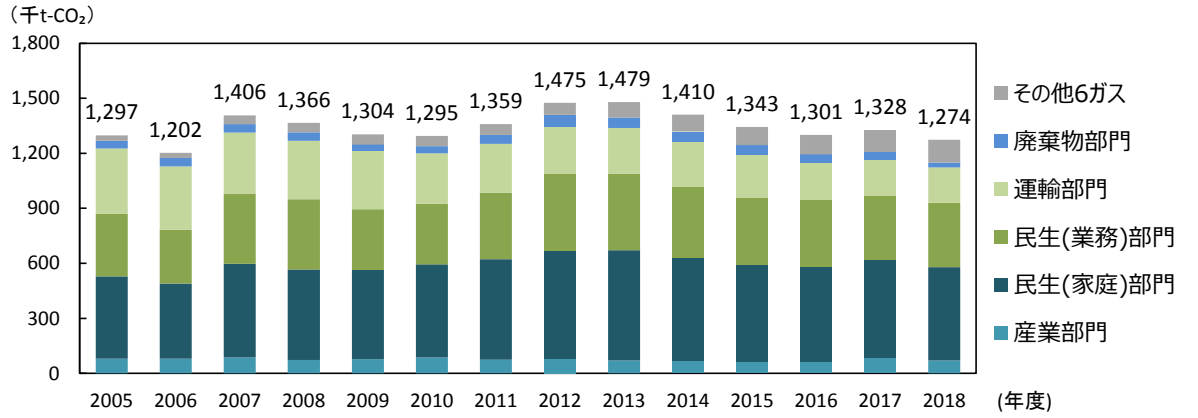

出典：「オール東京６２市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』」提供資料より作成

図 11　市内の温室効果ガス排出量

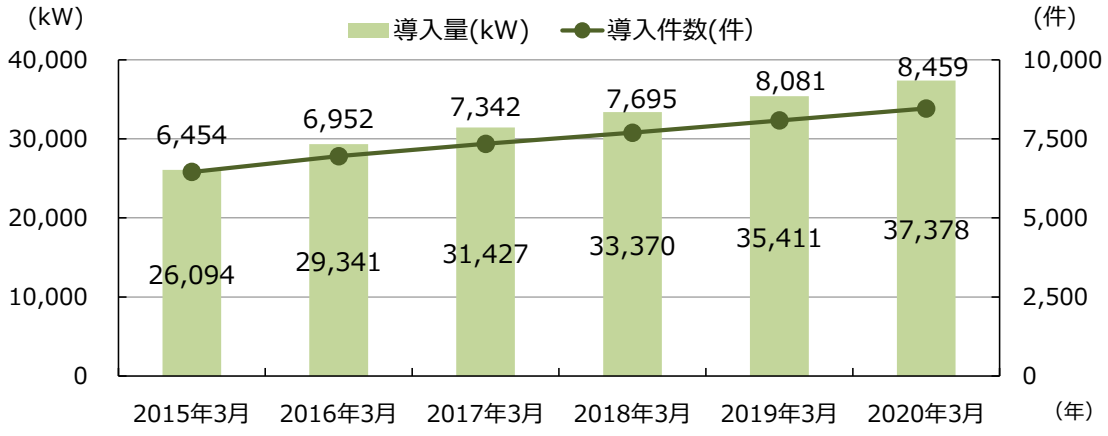

※市内の再生可能エネルギー導入量は固定価格買取制度に認定されている設備の導入量を示しています

出典：固定価格買取制度　情報公表用ウェブサイト

図 12　市内の再生可能エネルギー導入量

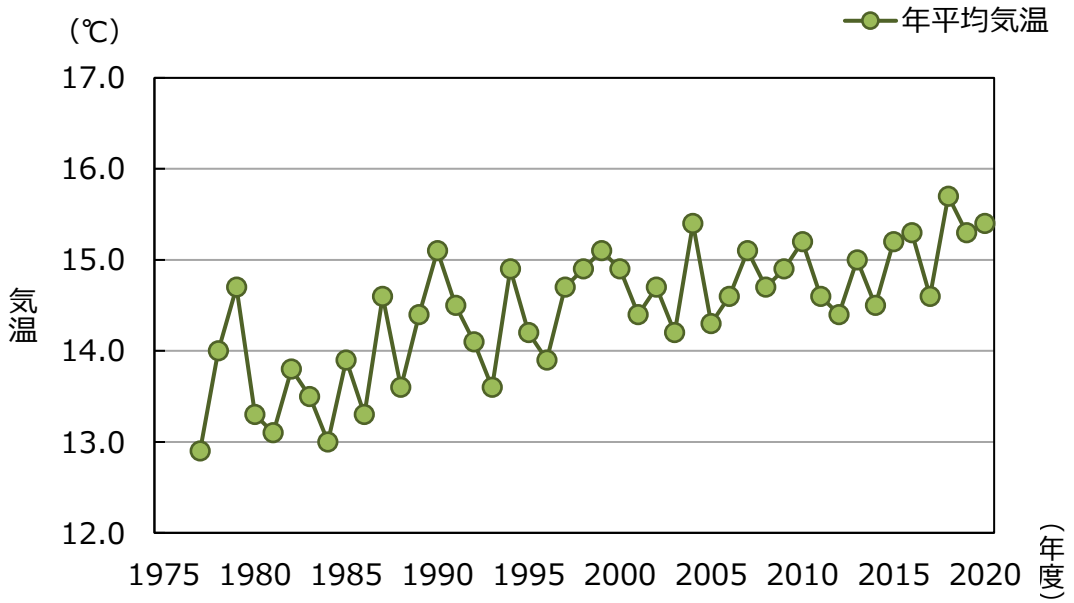

出典：気象庁データ（八王子気象観測所）より作成

図 13　八王子気象観測所における年平均気温の長期変動グラフ

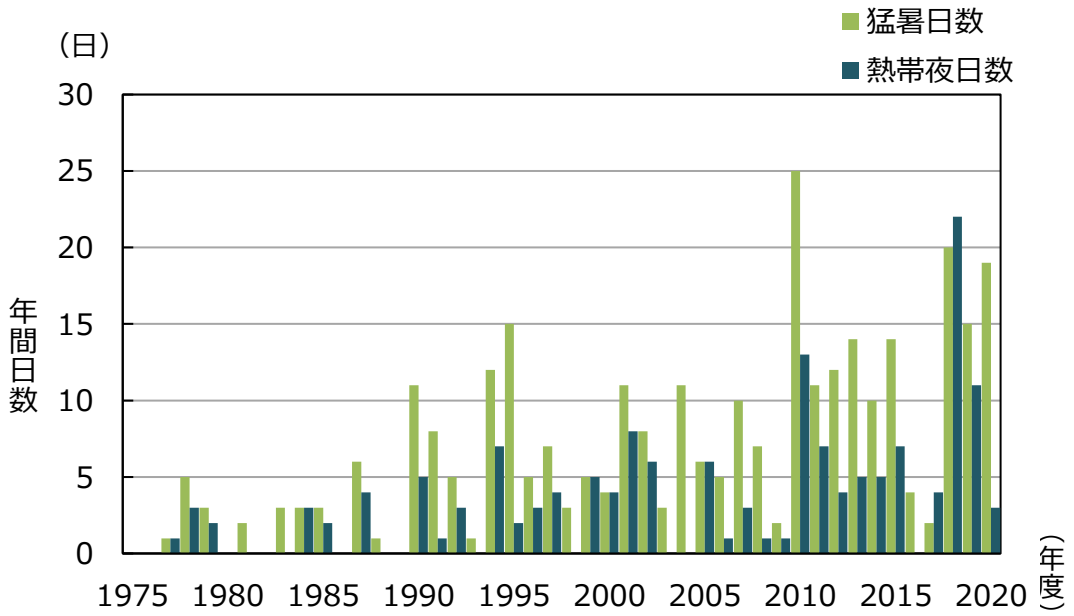

出典：気象庁データ（八王子気象観測所）より作成

図 14 八王子気象観測所における猛暑日数及び熱帯夜日数の長期変動グラフ

■課題

国や東京都において長期的な脱炭素（ゼロカーボン・ゼロエミッション）社会の実現に向けた方針が示されていることを踏まえると、町田市は社会を構成する一員として、温室効果ガス排出削減に向けた積極的な姿勢を示す必要があります。

温室効果ガス排出量の更なる削減のためには、市内で使用されるエネルギーを減らすとともに、再生可能エネルギーや新たな水素エネルギーの導入や利活用等の取組の強化を図る必要があります。さらに、市民や事業者が自分ゴトとして捉え、主体的に行動できるような仕組みを検討する必要があります。

「永続地帯 2019 年度版報告書」（千葉大学他）によると、町田市の電力自給率は 2018 年度時点で 3.7%と全国平均の 13.6%と比べて低く、市内での再生可能エネルギーの普及拡大に向けて取組を強化する必要があります。

市民・事業者への意識調査結果では、市民・事業者ともに洪水、豪雨や熱中症等の気候変動の影響に不安を感じています。また、起伏に富んだ地形が多い町田市は、土砂災害警戒区域が市内に広く分布しており、大雨による浸水予想区域も境川や鶴見川沿い等に広がっています。一方で、緑地や農地の保水力を活かした減災の考え方等の自然が有する多様な機能や仕組みを活用した新たな考え方があります。町田市として、地球規模で顕在化しつつある影響への適応のあり方を含め、要望の多い地球温暖化対策を総合的に検討する必要があります。

■目指すべきまちの姿

本計画では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」を包含し、具体的な温室効果ガスの削減目標を掲げ、目標達成のための取組を実践していきます。

具体的には、市民や事業者との連携を図りながら、省エネルギーの普及・導入を進めつつ、新たな再生可能エネルギー導入の仕組みを検討することで、再生可能エネルギーの利用拡大に貢献します。また、市民や事業者が主体的に行動できるような仕組みの構築や将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます。

気候変動の影響への対応として、市民生活や健康への影響に関する対策や風水害、土砂災害への対策を推進することで、町田市に住む人の安心・安全な生活を守ります。

こうした取組を推進することで、「エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち」を目指します。

自然

■現状

市域北部の丘陵域は鶴見川、境川の源流域となっており、豊かな自然環境を有していますが、自然的土地面積の割合は 1967 年の 65.9%から 2019 年には 20.7%まで減少しています。

町田市には市内全域に湧水が分布しています。また、国の「生物多様性保全上重要な里地里山」として、市内の「図師小野路歴史環境保全地域及び奈良ばい谷戸」、「三輪町の森」が選定されているなど豊かな里山環境があります。

2013 年度に実施した町田市生物調査では、オオタカをはじめとする貴重な生きものや里山環境に生息する動植物が確認されました。一方で、外来生物法で指定されている特定外来生物や要注意外来生物が確認されています。

町田市では、2015 年度に生物多様性地域戦略として「町田生きもの共生プラン 2015-2021」を策定し、生物多様性の保全や持続可能な利用を進めてきました。

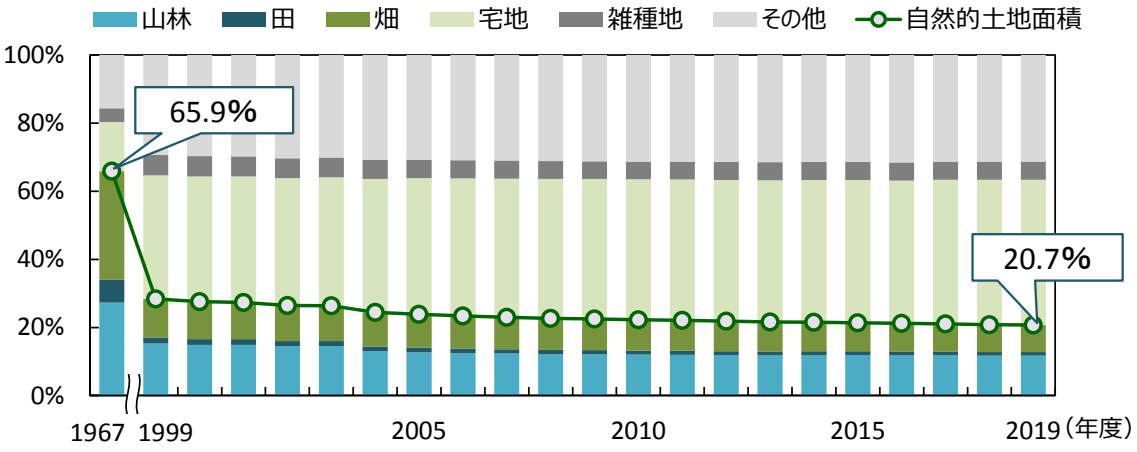

出典：町田市環境白書より作成

図 15　地目別土地面積の割合の推移

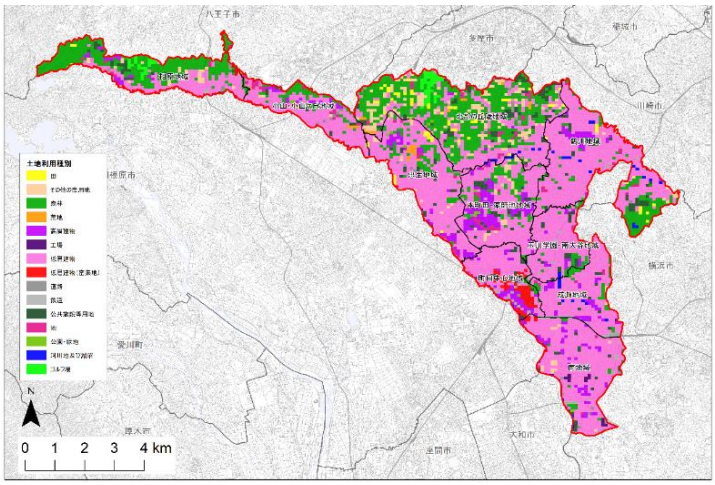

出典：国土数値情報　都市地域土地利用細分メッシュデータより作成

図 16　土地利用図

■課題

市街地の中でまとまったみどりを確保することは、生きものやその生育・生息環境を守ることにもつながるため、公園等の整備及び維持保全は継続して行う必要があります。また、道路の街路樹や調整池の水辺等にも環境に適応した生きものが生育・生息しており、小さなみどりと周辺緑地等とのみどりの連続性への配慮も必要です。さらに、これらの飛び石のように点在している多様なみどりが繋がることで、生態系ネットワークとして機能するように配慮していく必要があります。

市内の里山や河川などの自然環境や、生物多様性を保全し、持続可能なものにしていくためには、知識を持って維持保全活動を行えるような人材育成や市民や活動団体などが交流できる場を整えていく必要があります。

前計画の自然環境分野と「町田生きもの共生プラン」の対象範囲や施策の重なりが多いため、市民や事業者へよりわかりやすく、より伝わりやすい施策を展開するためには、計画や施策の統合・整理が必要です。

■目指すべきまちの姿

公園等の整備等による市街地でのみどりを確保しつつ、町田市の自然環境における大きな特徴の一つである里山環境のみどりを生かした防災・減災機能を含んだ多面的効果のある、グリーンインフラの保全・整備を進めることで、水とみどりを守りつつ有効利用を進めます。また、専門的な知識・知見を持って維持保全活動を行えるような人材育成や市民や活動団体などが交流できる場の整備、市内に生息する希少種リスト等の作成・公表や外来生物対策を行い、生きものの多様性を守り、「源流から里山、都市が織りなす いのち輝くまち」を目指します。

また、本計画は、「町田生きもの共生プラン」を包含することで、市の取組をわかりやすく、伝わりやすいものにします。

都市・歴史・文化

■現状

町田市内には、旧石器時代の遺跡から街道沿いの旧家まで、幅広い時代の建築物等が存在しています。町田市の文化や歴史を物語る貴重な資産であるとともに、地域の個性的な景観をつくり出す重要な景観資源にもなっています。

旧石器時代の遺跡は、町田市内に 1,012 ヶ所（都内約 6,300 ヶ所）あり、全国でも有数の遺跡の宝庫となっています。

また、景観については、「町田市景観計画」を策定し、自然景観、町並み景観、文化的・歴史的景観、生活・活動の景観のそれぞれについて、景観づくりを進めています。

出典：町田市 HP

図 17　町田市の遺跡・文化財（左：田端環状積石遺構、右：国指定重要文化財旧永井家住宅）

■課題

谷戸地形の自然環境と一体的に維持・保全を考えていく必要のある、史跡や古道等の歴史的・文化的環境を将来に引き継ぐために保全するとともに、市民がふれあうことのできる機会を増やす必要があります。

■目指すべきまちの姿

歴史的・文化的環境を保全しつつ、歴史・文化とのふれあいの機会を増やすことで、歴史的・文化的環境を守り、「源流から里山、都市が織りなす いのち輝くまち」を目指します。

また、「町田市景観計画」との整合を図りながら、美しく快適なまちを維持することで、「安全で快適な暮らしを実現するまち」を目指します。

廃棄物

■現状

ごみの総排出量は、2003 年度から 2005 年度にかけて最も多くなっています。その後、2005 年 10 月から家庭ごみの有料化を開始したことに伴い、2006 年度以降は概ね減少傾向にありましたが、2019 年度に増加へ転じています。一方で、資源回収量は年による変動はありますが、1997 年頃から概ね減少傾向に推移しています。

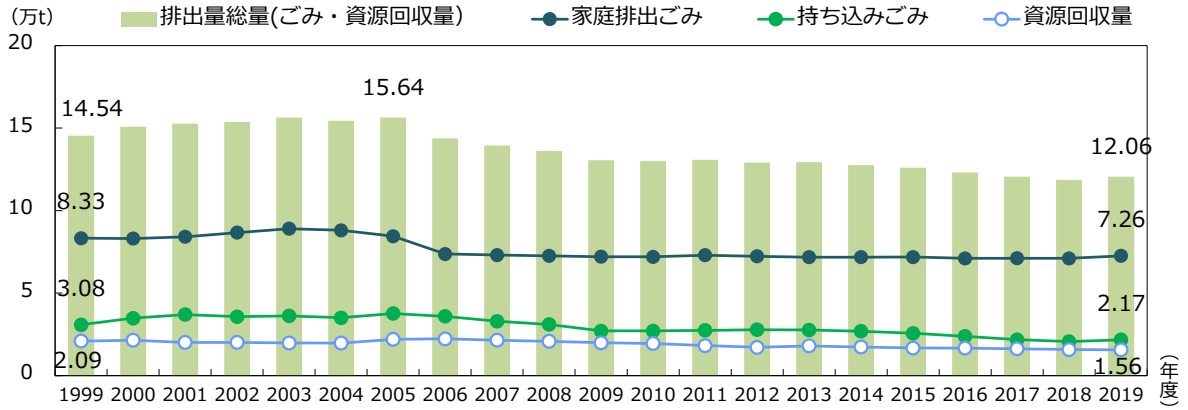

出典：町田市環境白書より作成

図 18　ごみ排出量の経年変化

■課題

ごみ減量サポーターや事業者・大学等と連携した事業など、既存制度の更なる活用、拡大を含め、今後も、市民や事業者との協働により、ごみの減量に向けた取組を推進する必要があります。

2022 年 1 月からは、町田市バイオエネルギーセンターが稼働していますが、燃やせるごみの中に含まれる生ごみの量は、バイオエネルギーセンターの処理量を超えている状況です。今後も市民や事業者と連携し、生ごみの削減・資源化の取組を進める必要があります。また、ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源化施設建設に向けた調整を進める必要があります。

■目指すべきまちの姿

市民・事業者・行政で協働し、家庭系ごみ・事業系ごみの減量を進めます。また、町田市バイオエネルギーセンターでの生ごみの資源化の推進や、容器包装プラスチック等の資源化施設の整備を進めることで、「徹底したごみ減量、資源化を進めるまち」を目指します。また、災害時のごみ処理に関する対応や、超高齢社会の到来に伴うごみに関する問題への検討を行い、社会的課題への対応を強化します。

生活環境

■現状

大気質は、大気汚染に係る環境基準の対象となっている項目のうち、光化学オキシダントを除く項目において、環境基準を達成しています。

水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）のすべてで、近年は環境基準を達成しています。

騒音については、調査地域全体の戸数の９割以上で、環境基準を達成しています。

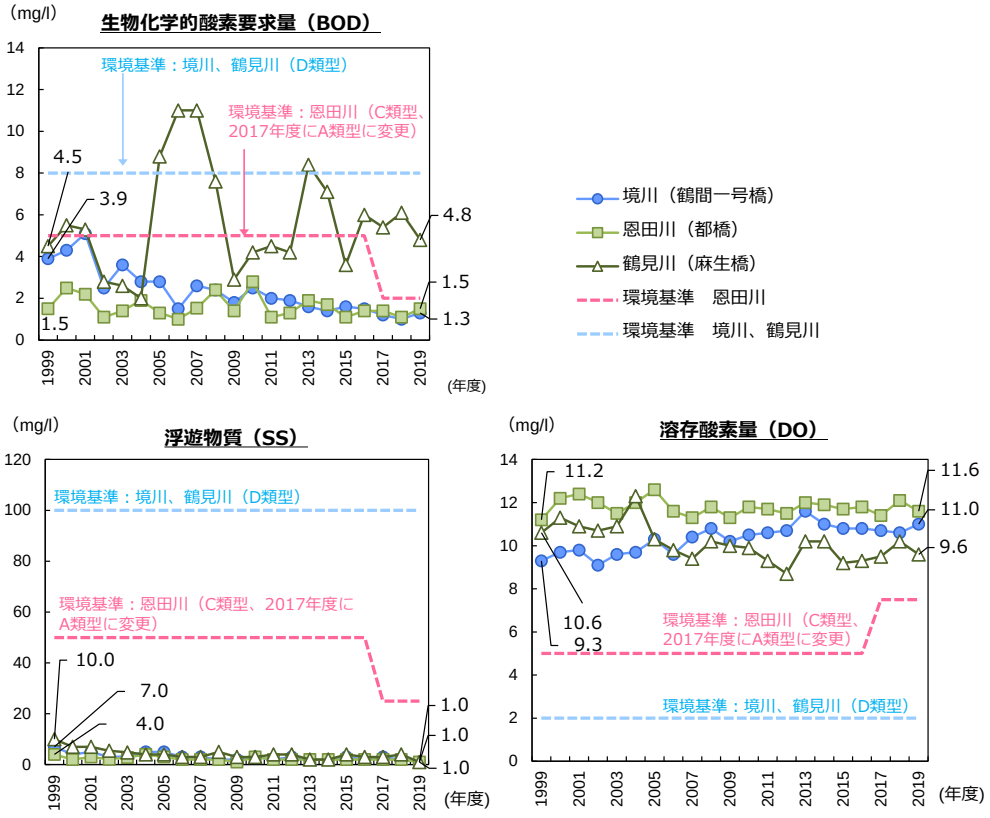

出典：町田市環境白書より作成

図 19　水質の経年変化

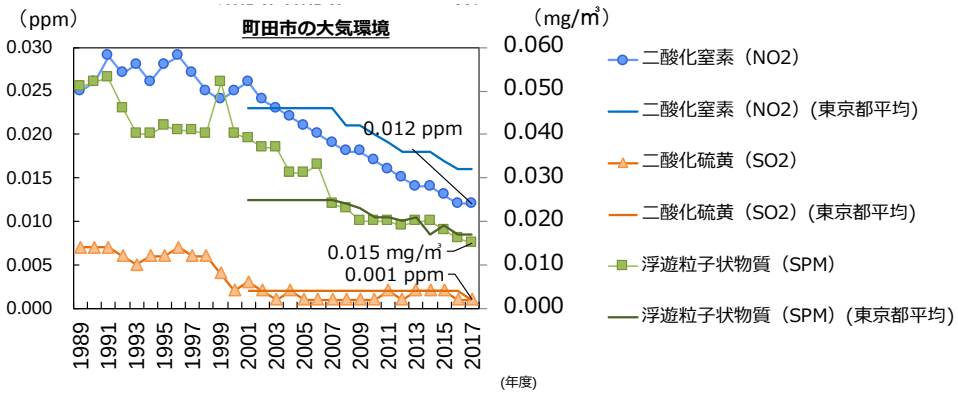

図 20　大気質の経年変化

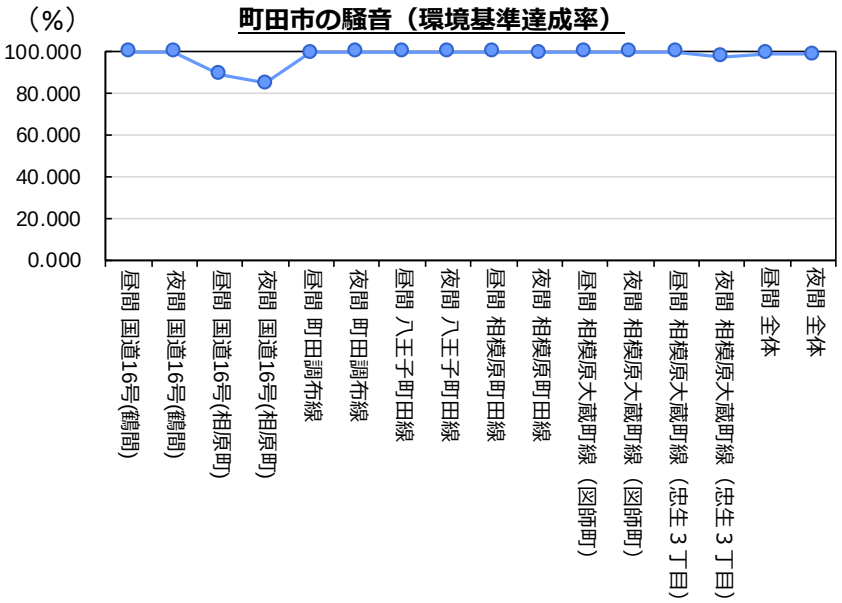

出典：町田市環境白書より作成

図 21　2019 年度の騒音状況（環境基準達成率）

■課題

大気質、水質については、適正な水準を保っていくため、市民と事業者への適正な指導及び啓発のための施策を継続していく必要があります。

市民への意識調査結果では、生活環境に満足している市民の割合が 7 割強という結果が得られていますが、良好な生活環境を創造していくためには、今後も市民ニーズを把握しながらこれまでの取組を継続して推進することが必要です。

■目指すべきまちの姿

環境基準を達成している大気質、水質に関する取組を引き続き実施しつつ、騒音等の対策を着実に実施していくことで、「安全で快適な暮らしを実現するまち」を目指します。

参加と協働

■現状

町田市では、幼児、小中高生、大学生・専門学生、社会人、事業者向けのさまざまな環境学習プラグラムを実施しています。

また、市民によるみどりのカーテンづくりが毎年実施されており、市では、ゴーヤやアサガオの苗を配布しています。

出典：町田市 HP

図 22　環境学習等（左：夏の学校「水素エネルギーを学ぼう！」、右：ビオトープ出前授業）

■課題

環境に配慮した市民の割合を増やすには、学校教育や生涯学習での環境学習、イベントを通じて、市民の環境への意識を長期間に育てていくものであるため、効果がすぐに出なくても普及啓発等の取組は継続して実施していく必要があります。

市民への意識調査結果では、効果が実感できないことによる環境配慮行動をしない等の市民の割合が多いため、自発的に環境に配慮した行動の選択を促す手法として、ナッジ※1のような今までと違ったアプローチの仕方や指標の設定を工夫し、見える化を図る必要があります。

町田市には大学や市民団体等が多いため、市民の環境配慮行動や環境学習・イベント参加を促すには、市民の参加が有効であることを広くアピールして、大学や市民団体との連携・協働を一層推進していく必要があります。

■目指すべきまちの姿

現在実施している普及啓発等の取組を継続するだけでなく、環境保全活動の担い手育成制度等を活用することで、市民、事業者、学生、市民団体等のあらゆる主体でのエコ市民の育成を図りつつ、学んだことを活かせる仕組みづくりを検討します。また、SNS やアプリを活用した積極的な情報発信やナッジを活用した普及啓発方法を検討することで、誰にとってもわかりやすい環境情報を発信し、環境に配慮した行動を促します。さらに、町田市の多様な主体との協働の仕組みづくりやネットワーク構築を進め、「環境について、みんなで学び、協働を進めるまち」を目指します。

※1 ナッジ：ナッジ（nudge:そっと後押しする）は、選択を禁止したり、経済的な動機づけを大きく変えることなく、意思決定する際の環境をデザインすることにより人々の行動を変える手法のことで、近年、政策に活用することが期待されています。

第3章　計画の基本構成

3.1　環境の保全、回復及び創造に向けた基本理念

町田市では、環境の保全、回復及び創造に向け、環境基本条例において、下記のように基本理念を定めています。本計画においても、この基本理念に基づいて、施策を策定・推進していきます。

表 3　環境基本条例の基本理念の抜粋

【環境基本条例の基本理念の抜粋】

① 環境の保全、回復及び創造は、良好な環境及び環境権の確保を図るとともに、このことが将来にわたって継続されるよう適切に行われなければならない。

② 環境の保全、回復及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、循環型社会を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちを構築することを目的として推進されなければならない。

③ 自然環境及び歴史的文化的環境の保全及び回復は、生物多様性（生物種、遺伝子及び生物生息環境の多様性を含む。以下同じ。）が適切に保全及び回復されるよう行われなければならない。

④ 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、そのすべての活動において国際的な認識及び協力の下に積極的に推進されなければならない。

3.2　望ましい環境像

基本理念を踏まえ、本計画における望ましい環境像を掲げます。前計画においては、望ましい環境像として「水とみどりとにぎわいの調和した環境都市 まちだ」を掲げて取組を推進してきました。この望ましい環境像に込められた考え方は、本計画においても目指すべき普遍的なものです。

一方で、前計画から環境施策を取り巻く状況は大きく変化しているため、本計画では、こうした変化を踏まえ、より時代に即した望ましい環境像を掲げることとします。

町田市においては、地球温暖化、生物多様性の保全、資源循環等の環境施策の大きな動向と向き合いつつ、今ある良好な生活環境の維持に努めることで、持続可能な環境をつくります。さらに、環境と社会・経済との統合的な向上を図り、ひとり一人が経済活動・社会活動と環境保全活動を両立させていくことで、市の特徴である水とみどりの豊かさを将来に受け継いでいくことを目指します。

望ましい環境像の実現のためには、市の取組に加え、市民・事業者等の各主体が環境問題を自分ゴトとして捉え、行動していくことが重要です。そのため、前計画の考え方を引継ぎながらも、市民・事業者との連携・協働による行動を拡大していくことを目指す必要があります。

以上のことを踏まえ、本計画における望ましい環境像を次のとおり掲げます。

＜望ましい環境像＞

みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かな　まちだ

図 23　望ましい環境像の図示（イメージ）

3.3　基本目標

本計画では、望ましい環境像「みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かな　まちだ」を実現するための 5 つの基本目標を設定します。

5 つの基本目標は、町田市の環境を取り巻く現状を分析・評価するとともに、課題の整理・抽出を行い、この課題解決を図ることで、各分野の目指すべきまちの姿を体現するものとして導き出しています。

望ましい環境像の実現を支えるための 5 つの柱として、「基本目標 1 エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち」、「基本目標 2 源流から里山、都市が織りなす　いのち輝くまち」、「基本目標 3 徹底したごみ減量、資源化を進めるまち」、「基本目標 4 安全で快適な暮らしを実現するまち」、「基本目標 5 環境について、みんなで学び、協働を進めるまち」を設定します。

なお、「1.4　計画の対象範囲」で示した 6 つの分野と各基本目標の関連は図 24 のとおりです。

図 24　分野と基本目標の関係

3.4　重点プロジェクト

本計画では、基本目標の実現に向け、計画のリード役となる主要な事業を洗い出し、SDGｓ（環境・経済・社会）の観点から相関的なメリットの大きいものをプロジェクトとして束ね、本計画における「重点プロジェクト」として掲げています。

重点プロジェクトは、将来への展望として「まちだ未来づくりビジョン 2040」とも内容の整合を取りつつ、進捗を図っていきます。

3.5　施策

本計画では、基本目標を計画の実現に向けた大綱として位置づけ、その下に紐づく施策を設定しています。

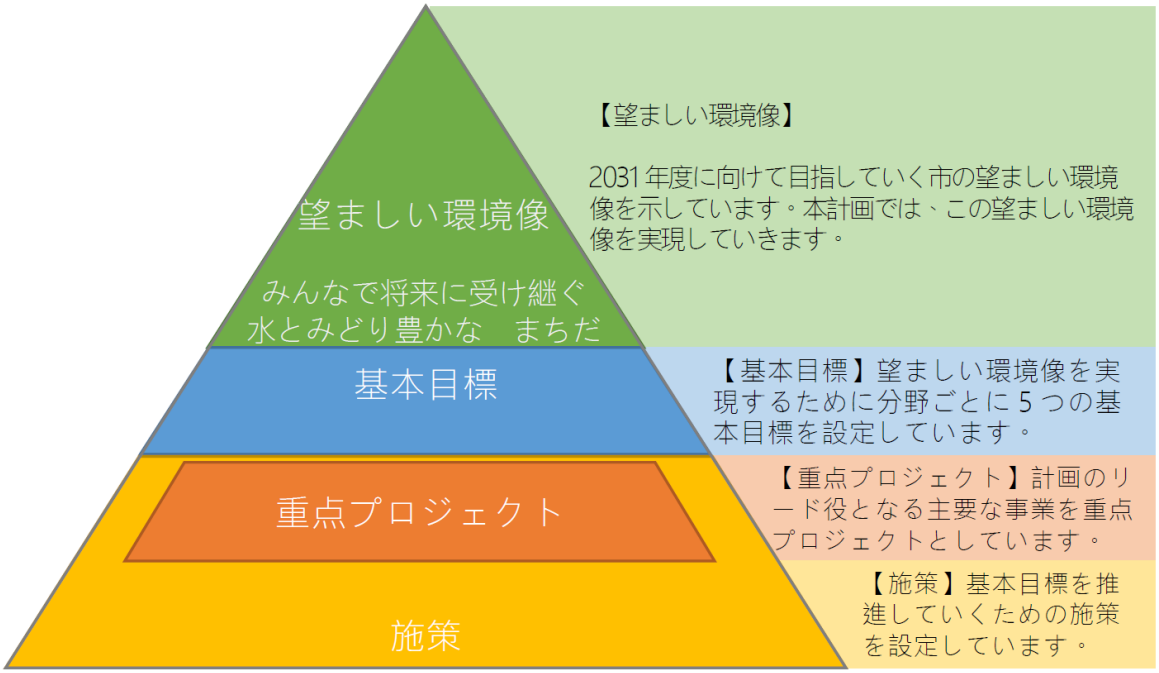

図 25　計画の基本構成

持続可能な開発目標（SDGs）と第３次町田市環境マスタープランの関係

町田市がこれまでに進めてきた環境に関する取組は、多くの点で SDGs の理念や目標と合致することから、引き続き本計画の施策の推進を通して SDGs の実現に貢献していきます。

本計画と SDGs の関係をわかりやすく示すため、望ましい環境像「みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かな　まちだ」を実現するための 5 つの基本目標と SDGs との結びつきを記載しています。

SDGs の目標

【目標 1】	【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。	【目標 2】	【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
【目標 3】	【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	【目標 4】	【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
【目標 5】	【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う。	【目標 6】	【水・衛生】 すべての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
【目標 7】	【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	【目標 8】 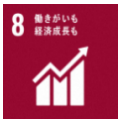	【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
【目標 9】	【インフラ、産業化、イノベーション】 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る。	【目標 10】	【不平等】 国内および各国家間の不平等を是正する。
【目標 11】	【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間住居を実現する。	【目標 12】	【持続可能な生産と消費】 持続可能な生産消費形態を確保する。
【目標 13】	【気候変動】 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	【目標 14】	【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
【目標 15】	【陸上資源】 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する。	【目標 16】	【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
【目標 17】	【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。		

3.6　計画の体系

本計画では、望ましい環境像を実現するため、5つの基本目標を環境の大綱として位置づけ、その下に施策を設定しています。各施策には関連する成果指標を設定し、取組方針に基づき市民、事業者、市で取組を推進していきます。また、重点プロジェクトは環境・経済・社会に統合的にアプローチできる取組で、計画全体をリードしていきます。

望ましい環境像	基本目標	施策		本編掲載ページ
みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かなまちだ	<包含する分野別個別計画> 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）［1］～［3］ 地域気候変動適応計画［4］			
	1 エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち <関連するSDGｓのゴール>	［1］省エネルギーの普及・導入を進めます		33
		［2］再生可能エネルギーの普及・導入を進めます	重点プロジェクト1	36
		［3］将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます	重点プロジェクト2 重点プロジェクト4	38
		［4］身近な気候変動の影響への適応を進めます		42
	<包含する分野別個別計画> 生物多様性地域戦略			
	2 源流から里山、都市が織りなす　いのち輝くまち <関連するSDGｓのゴール>	［1］生きものの多様性を守ります		47
		［2］水とみどりを守り活用します	重点プロジェクト3	49
		［3］歴史的・文化的環境を守ります		52
	3 徹底したごみ減量、資源化を進めるまち <関連するSDGｓのゴール>	［1］ごみの減量を進めます	重点プロジェクト5	57
		［2］環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます		60
		［3］社会的課題への対応を強化します		62
	4 安全で快適な暮らしを実現するまち <関連するSDGｓのゴール>	［1］誰もが快適に安心して暮らせる環境を守ります		67
		［2］美しく快適なまちを維持します		71
	5 環境について、みんなで学び、協働を進めるまち <関連するSDGｓのゴール>	［1］さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます		75
		［2］誰にとってもわかりやすい環境情報を発信します		78

	重点プロジェクト名	本編 掲載ページ	主に関連する 施策
重点プロジェクト1	再生可能エネルギーの利用拡大	81	1-[2]
重点プロジェクト2	次世代自動車等の積極的な導入と多面的な活用	83	1-[3]
重点プロジェクト3	里山環境の活用と保全	85	2-[2]
重点プロジェクト4	地産地消の推進	87	1-[3]
重点プロジェクト5	フードドライブによる食品ロスの削減	89	3-[1]

取組方針	成果指標
① 温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の「見える化」を進めます ② 家庭・事業所での省エネ機器等の導入を支援します ③ 公共施設の率先的な省エネ機器の導入を推進します ④ 地球温暖化対策の取組の情報を分かりやすく発信します	• 市内のエネルギー消費量 • 家庭のエネルギー消費量（世帯数当たり） • 事業者のエネルギー消費量（延床面積当たり）
① 新たな再生可能エネルギー導入の仕組みづくりを進めます ② 家庭・事業所での再生可能エネルギーの導入を支援します ③ 公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進します	• 市内の再生可能エネルギー導入量
① 次世代自動車の普及促進等を図ります ② 新たな交通サービスを形成します ③ 自転車利用環境の整備を進めます ④ 自家用自動車の利用を控え、公共交通利用を進めます ⑤ 再開発等におけるエネルギーの効率化を図ります ⑥ 地域の事業者等との連携による脱炭素型ライフスタイルを推進します ⑦ 町田の農産物の地産地消を推進します ⑧ みどりを活用・保全します	• 市内の温室効果ガス排出量 • 市内乗用車の登録台数に占めるEV、FCVの割合
① 市民生活や健康への影響に関する対策を推進します ② 風水害、土砂災害への対策を推進します ③ 農業及び自然環境への影響に関する対策を推進します	• 気候変動の影響に備えている市民の割合
① 生物多様性保全の取組を推進します ② 市内の生きものの生育・生息状況を把握・公表します ③ 外来生物対策を進めます ④ 生物多様性に関する情報を発信します	• 市民協働による生きもの調査への参加者数 • 生きものに関心のある市民の割合
① 里山の環境を活用・保全します ② みどりを活用・保全します（再掲） ③ 市民が農とふれあえる機会の充実を図ります ④ 多面的効果を発揮するグリーンインフラの保全・整備を促進します ⑤ 水辺環境を保全します	• みどりとのふれあいに満足している市民の割合 • 水辺とのふれあいに満足している市民の割合 • みどり率
① 歴史・文化とのふれあいを進めます ② 歴史的文化的環境を保全します	• 歴史・文化とのふれあいに満足している市民の割合
① 生ごみの減量を推進します ② プラスチックごみの減量を推進します ③ その他の家庭系ごみの減量を推進します ④ 事業系ごみの適正排出・減量を推進します	• 1人1日当たりごみ排出量 • 総資源化率 • ごみの焼却による温室効果ガス排出量
① 一般廃棄物処理施設を整備・運営します ② 収集体制を整備します ③ 資源の有効活用を推進します	
① 災害時等のごみ処理に関する対応力を強化します ② 超高齢社会の到来に伴うごみに関する問題へ対応します ③ 不適正処理の防止対策を進めます	
① 大気汚染・水質汚濁・騒音・振動を抑制するため、市民・事業者への働きかけを推進します ② 大気質・水質・騒音を定期的に調査し、市民へ公表します ③ 河川へ放流する下水処理水の水質向上を図ります ④ 自転車利用環境の整備を進めます【再掲】 ⑤ 悪臭の発生防止に努めます ⑥ 有害化学物質等の適正管理・処理の指導を進めます ⑦ その他の問題の対策を考え、安心で快適な環境の実現を図ります	• 大気環境、水環境、騒音に関する環境基準の達成割合 • 居住地の周辺環境（大気、水質、騒音など）に満足している市民の割合
① 愛着のある景観づくりを進めます ② 快適な道路環境づくりを進めます ③ ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止に努めます	• まち並みや景観に満足している市民の割合
① 環境に配慮した市民・事業者を認定する制度を運用します ② 環境保全活動の担い手育成制度によるエコ市民の育成、活用を図ります ③ 市民の環境学習や環境保全活動に参加する機会の充実を図ります ④ 次世代を担う子どもの環境教育を進めます ⑤ 事業者の環境配慮への取組や環境保全活動を支援します ⑥ 大学等との連携を進め、環境学習の機会を創出します	• 環境に配慮した行動を行っている市民の割合 • エコ宣言事業者数
① 環境イベント等におけるナッジ理論等を取り入れた新たな普及啓発を進めます ② 市民・事業者に向けて環境に関する情報を積極的に発信します	• SNS等のフォロワー数

第4章　望ましい環境像実現のための取組

本章では、望ましい環境像の実現に向けて設定した基本目標ごとに、市の取組、市民の取組、事業者の取組を示します。

本章の構成を以下に示します。

●関連する SDGs のゴール
各目標に関連する SDGs のゴールを示しています。

●基本目標

基本目標２　源流から里山、都市が織りなす いのち輝くまち

【生物多様性地域戦略としての位置づけ】

基本目標２は、「生物多様性基本法」（2008 年法律第 58 号）第 13 条の規定に基づき、町田市内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるものであり、「町田市生物多様性地域戦略」として位置づけます。

施策体系

基本目標	施策	取組方針
源流から里山、都市が織りなす いのち輝くまち	[1] 生きものの多様性を守ります	①生物多様性保全の取組を推進します ③外来生物対策を進めます ②市内の生きものの生育・生息状況を把握・公表します ④生物多様性に関する情報を発信します
	[2] 水とみどりを守り活用します 重点プロジェクト3	①里山の環境を活用・保全します ②みどりを活用・保全します（再掲） ③市民が農とふれあえる機会の充実を図ります ④多面的効果を発揮するグリーンインフラの保全・整備を促進します ⑤水辺環境を保全します
	[3] 歴史的・文化的環境を守ります	①歴史・文化とのふれあいを進めます ②歴史的・文化的環境を保全します

44

成果指標

「基本目標２源流から里山、都市が織りなす　いのち輝くまち」における計画の進捗状況を把握するため、施策ごとの成果をあらわす指標を以下のとおり設定し、今後評価を行います。

施策【1】 生きものの多様性を守ります

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）
市民協働による生きもの調査への参加者数（人）	4,340 人（2020 年度）	10,000 人（2031 年度）
生きものに関心のある市民の割合（%）	70%（2020 年度）	増加（2031 年度）

施策【2】 水とみどりを守り活用します

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）
みどりとのふれあいに満足している市民の割合（%）	52%（2020 年度）	増加（2031 年度）
水辺とのふれあいに満足している市民の割合（%）	48%（2020 年度）	増加（2031 年度）
みどり率（%）	45.8%（2018 年度）	現状維持（2031 年度）

施策【3】 歴史的・文化的環境を守ります

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）
歴史・文化とのふれあいに満足している市民の割合（%）	29%（2020 年度）	増加（2031 年度）

- 基本目標２に関する写真・イラストを記載予定

45

●計画の位置づけ（基本目標 1、2 のみに記載）

●施策体系
基本目標、施策、成果指標の体系図を示しています。

●成果指標
施策ごとの成果をあらわす成果指標を示しています。

●施策
各施策の内容を示しています。

●市民の取組
市民がそれぞれの立場でできる、環境を保全し改善していくための取組を示しています。

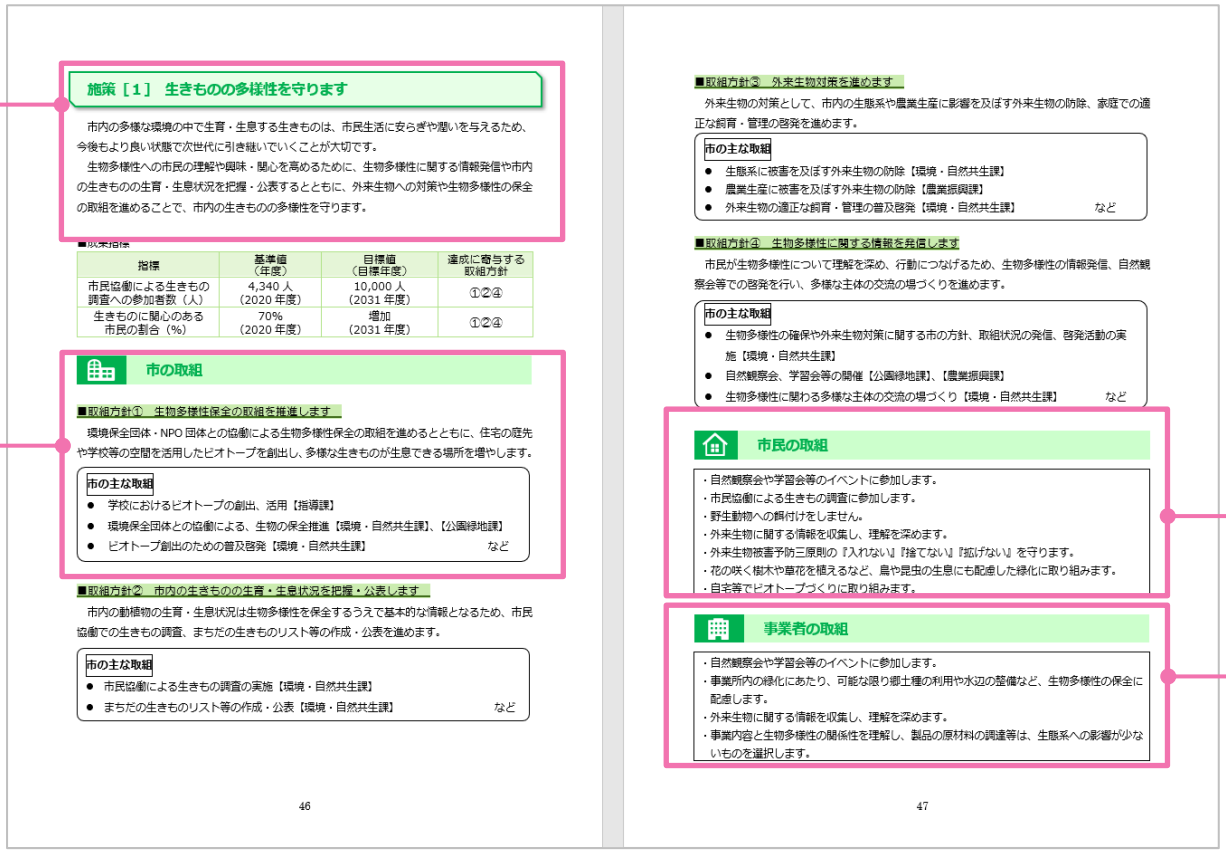

施策［1］ 生きものの多様性を守ります

市内の多様な環境の中で生育・生息する生きものは、市民生活に安らぎや憩いを与えるため、今後もより良い状態で次世代に引き継いでいくことが大切です。

生物多様性への市民の理解や興味・関心を高めるために、生物多様性に関する情報発信や市内の生きものの生育・生息状況を把握・公表するとともに、外来生物への対策や生物多様性の保全の取組を進めることで、市内の生きものの多様性を守ります。

■成果指標

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）	達成に寄与する取組方針
市民協働による生きもの調査への参加者数（人）	4,340 人（2020 年度）	10,000 人（2031 年度）	①②④
生きものに関心のある市民の割合（%）	70%（2020 年度）	増加（2031 年度）	①②④

市の取組

■取組方針① 生物多様性保全の取組を推進します

環境保全団体・NPO 団体との協働による生物多様性保全の取組を進めるとともに、住宅の庭先や学校等の空間を活用したビオトープを創出し、多様な生きものが生息できる場所を増やします。

市の主な取組
- 学校におけるビオトープの創出、活用【指導課】
- 環境保全団体との協働による、生物の保全推進【環境・自然共生課】、【公園緑地課】
- ビオトープ創出のための普及啓発【環境・自然共生課】 など

■取組方針② 市内の生きものの生育・生息状況を把握・公表します

市内の動植物の生育・生息状況は生物多様性を保全するうえで基本的な情報となるため、市民協働での生きもの調査、まちだの生きものリスト等の作成・公表を進めます。

市の主な取組
- 市民協働による生きもの調査の実施【環境・自然共生課】
- まちだの生きものリスト等の作成・公表【環境・自然共生課】 など

■取組方針③ 外来生物対策を進めます

外来生物の対策として、市内の生態系や農業生産に影響を及ぼす外来生物の防除、家庭での適正な飼育・管理の啓発を進めます。

市の主な取組
- 生態系に被害を及ぼす外来生物の防除【環境・自然共生課】
- 農業生産に被害を及ぼす外来生物の防除【農業振興課】
- 外来生物の適正な飼育・管理の普及啓発【環境・自然共生課】 など

■取組方針④ 生物多様性に関する情報を発信します

市民が生物多様性について理解を深め、行動につなげるため、生物多様性の情報発信、自然観察会等での啓発を行い、多様な主体の交流の場づくりを進めます。

市の主な取組
- 生物多様性の確保や外来生物対策に関する市の方針、取組状況の発信、啓発活動の実施【環境・自然共生課】
- 自然観察会、学習会等の開催【公園緑地課】、【農業振興課】
- 生物多様性に関わる多様な主体の交流の場づくり【環境・自然共生課】 など

市民の取組

・自然観察会や学習会等のイベントに参加します。
・市民協働による生きもの調査に参加します。
・野生動物への餌付けをしません。
・外来生物に関する情報を収集し、理解を深めます。
・外来生物被害予防三原則の『入れない』『捨てない』『拡げない』を守ります。
・花の咲く樹木や草花を植えるなど、鳥や昆虫の生息にも配慮した緑化に取り組みます。
・自宅等でビオトープづくりに取り組みます。

事業者の取組

・自然観察会や学習会等のイベントに参加します。
・事業所内の緑化にあたり、可能な限り郷土種の利用や水辺の整備など、生物多様性の保全に配慮します。
・外来生物に関する情報を収集し、理解を深めます。
・事業内容と生物多様性の関係性を理解し、製品の原材料の調達等は、生態系への影響が少ないものを選択します。

●取組方針と市の主な取組
市の取組の方向性と市が取り組んでいる事業のうち、代表的なものを示しています。

●事業者の取組
事業者がそれぞれの立場でできる、環境を保全し改善していくための取組を示しています。

基本目標１ エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち

【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び地域気候変動適応計画としての位置づけ】

基本目標１は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）第 21 条に基づく「町田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び、「気候変動適応法」第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけます。

施策体系

基本目標	施策	取組方針
エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち	［1］省エネルギーの普及・導入を進めます	①温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の「見える化」を進めます ②家庭・事業所での省エネ機器等の導入を支援します ③公共施設の率先的な省エネ機器の導入を推進します ④地球温暖化対策の取組の情報を分かりやすく発信します
	［2］再生可能エネルギーの普及・導入を進めます 重点プロジェクト1	①新たな再生可能エネルギー導入の仕組みづくりを進めます ②家庭・事業所での再生可能エネルギーの導入を支援します ③公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進します
	［3］将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます 重点プロジェクト2 重点プロジェクト4	①次世代自動車の普及促進等を図ります ②新たな交通サービスを形成します ③自転車利用環境の整備を進めます ④自家用自動車の利用を控え、公共交通利用を進めます ⑤再開発等におけるエネルギーの効率化を図ります ⑥地域の事業者等との連携による脱炭素型ライフスタイルを推進します ⑦町田の農産物の地産地消を推進します ⑧みどりを活用・保全します
	［4］身近な気候変動の影響への適応を進めます	①市民生活や健康への影響に関する対策を推進します ②風水害、土砂災害への対策を推進します ③農業及び自然環境への影響に関する対策を推進します

成果指標

「基本目標１エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち」における計画の進捗状況を把握するため、施策ごとの成果をあらわす指標を以下のとおり設定し、今後評価を行います。

施策［1］ 省エネルギーの普及・導入を進めます

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）
市内のエネルギー消費量（TJ※2）	13,953 TJ（2013 年度）	8,429 TJ（2030 年度）※約 40%削減
家庭のエネルギー消費量（世帯数当たり）（GJ※3/世帯）	32.8 GJ/世帯（2013 年度）	20.7 GJ/世帯（2030 年度）※約 37%削減
事業者のエネルギー消費量（延床面積当たり）（GJ/m^2）	0.84 GJ/m^2（2013 年度）	0.50 GJ/m^2（2030 年度）※約 41%削減

施策［2］ 再生可能エネルギーの普及・導入を進めます

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）
市内の再生可能エネルギー導入量（累計）（kW※4）	37,378 kW（2019 年度）	44,888 kW（2030 年度）※約 20%増加

施策［3］ 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）
市内の温室効果ガス排出量（千 t-CO_2※5）	1,479 千 t-CO_2（2013 年度）	993 千 t-CO_2（2030 年度）※約 33%削減
市内乗用車の登録台数に占める EV※6、FCV※7の割合（%）	0.99%（2019 年度）	4.57%（2030 年度）

施策［4］ 身近な気候変動の影響への適応を進めます

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）
気候変動の影響に備えている市民の割合（%）	―（2022 年度）	基準値から 10 ポイント増加※（2030 年度）

※最終的な目標値は基準値が確定してから決定します。

※2 TJ：テラ（Tera）・ジュール（Joule）の略号です。テラは 10 の 12 乗を意味し、ジュールはエネルギー量の単位を表します。0℃の水 1L を 100 ℃まで沸騰させるには 418,000J が必要です。
※3 GJ：ギガ（Giga）・ジュール（Joule）の略号です。ギガは 10 の 9 乗を意味します。
※4 kW：キロ（kilo）・ワット（W）の略号です。キロは 10 の 3 乗を意味し、ワットは単位時間あたりに、消費される電気エネルギーを表します。
※5 t-CO_2：トン（ton）-シーオーツー（CO_2）は、温室効果ガス排出量を二酸化炭素の重量に換算した単位を表します。
※6 EV：電気自動車（EV）は電池に電気を充電し、その電気を使い、モーターを回して走る自動車のことです。
※7 FCV：燃料電池自動車（FCV）は、燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のことです。

施策［１］ 省エネルギーの普及・導入を進めます

地球温暖化の対策には、使用するエネルギーを減らす取組が必要です。

市民・事業者・行政が、エネルギーについて考え、日常生活や事業活動で省エネ行動を促す情報を発信するとともに、取組を促進するための仕組みづくり、省エネ機器等の導入を進めます。

■成果指標

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）	達成に寄与する取組方針
市内のエネルギー消費量（TJ）	13,953 TJ（2013 年度）	8,429 TJ（2030 年度）※約 40%削減	①②③④
家庭のエネルギー消費量（世帯数当たり）（GJ/世帯）	32.8 GJ/世帯（2013 年度）	20.7 GJ/世帯（2030 年度）※約 37%削減	①②③④
事業者のエネルギー消費量（延床面積当たり）（GJ/m^2）	0.84 GJ/m^2（2013 年度）	0.50 GJ/m^2（2030 年度）※約 41%削減	①②③④

市の取組

■取組方針①　温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の「見える化」を進めます

市の施設から排出した温室効果ガス排出量の公表やエネルギー使用量を測定するためのツールやアプリに関する情報収集・提供を行います。また、地球温暖化対策の具体的な取組によるエネルギーの削減効果を定量的に示し、その効果を競い合う仕組み等の検討を進めます。

市の主な取組

- 市の施設からの温室効果ガス排出量、エネルギー使用量の公表【環境政策課】
- エネルギー使用測定のためのツールやアプリに関する情報の収集･提供【環境・自然共生課】
- 家庭でのエネルギーの見える化やエネルギー削減報告等による省エネ効果を競い合う仕組みの検討【環境・自然共生課】　など

■取組方針②　家庭・事業所での省エネ機器等の導入を支援します

家庭・事業所での省エネを促進するため、省エネ機器等の情報提供・導入支援を進めます。

市の主な取組

- 家庭・事業所への省エネ機器等の導入支援の検討、情報提供【環境・自然共生課】
- 事業活動における省エネ促進のための融資に係る利子の一部補助【産業政策課】
- 家庭用燃料電池の設置の推進【環境・自然共生課】　など

■取組方針③　公共施設の率先的な省エネ機器の導入を推進します

市における省エネの率先行動を徹底し、公共施設の新設・改修時において、省エネ機器等の導入を推進します。

市の主な取組

- 公共施設への省エネ機器の導入推進【営繕課】、【施設課】
- 街路灯・園内灯の省エネ化【公園緑地課】、【道路維持課】　など

■取組方針④　地球温暖化対策の取組の情報を分かりやすく発信します

国や都の地球温暖化対策の取組や助成制度等の情報を、市民・事業者へ分かりやすく提供します。また、市のエネルギー利用状況の発信や地球温暖化対策に関する学習機会を提供します。

市の主な取組

- パンフレットの配布、ホームページ等による地球温暖化対策の取組や国・都・市の助成制度等の情報提供【環境・自然共生課】
- 地球温暖化対策の具体的な取組の周知【環境・自然共生課】
- 町田市のエネルギー利用の現状や、地球温暖化に関する学習機会の提供【環境・自然共生課】　など

市民の取組

・家電を買い替えるときは省エネ性能の高い機器を選びます。
・エネルギー使用測定のためのツールやアプリを活用して、家庭でのエネルギー消費状況を把握します。
・空調の温度調整等の日常生活でできることから省エネ行動を実践します。
・家庭用燃料電池を導入して、エネルギーの高効率な利用に努めます。
・長期優良住宅建築物や東京ゼロエミ住宅の認証基準を満たした住宅の改修・購入を検討します。

事業者の取組

・LED 照明や高効率空調設備等を導入して、事業所の省エネを進めます。
・クールビズやウォームビズなど日常業務における省エネ行動を実施します。
・ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入や省エネルギー診断により、業務用施設（ビル・商業施設など）のエネルギー消費状況を把握し、効率的なエネルギー利用を実践します。
・建築物の新築・改修時は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を遵守し、環境認証制度の取得に努めます。

施策［２］ 再生可能エネルギーの普及・導入を進めます

太陽光や廃棄物等から作られた電気、熱等の再生可能エネルギーを利用することで、温室効果ガス排出量の大幅な削減につながります。

家庭・事業所・公共施設での再生可能エネルギーの普及・導入を推進するとともに、新たな再生可能エネルギー導入の仕組みの検討を進めます。

■成果指標

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）	達成に寄与する取組方針
市内の再生可能エネルギー導入量（累計）（kW）	37,378 kW（2019 年度）	44,888 kW（2030 年度）※約 20%増加	①②③

市の取組

■取組方針①　新たな再生可能エネルギー導入の仕組みづくりを進めます

市内の再生可能エネルギーの更なる普及・導入のため、PPA[※8]等の新たな再生可能エネルギー導入の仕組みの検討を進めます。

市の主な取組

- 公共施設等での PPA 等による太陽光発電機器の導入検討【施設所管課】
- 家庭・事業者向けの PPA 事業の情報提供【環境・自然共生課】
- 新電力等を活用した再生可能エネルギー利用方法の検討【環境政策課】　など

■取組方針②　家庭・事業所での再生可能エネルギーの導入を支援します

家庭・事業所での再生可能エネルギーの導入を促進するため、再生可能エネルギー機器等の設置補助等の支援を進めます。

市の主な取組

- 事業活動における再生可能エネルギーの導入のための融資に係る利子の一部補助【産業政策課】
- 太陽光発電の余剰電力用蓄電池の導入推進【環境・自然共生課】　など

※8 PPA：PPA（Power Purchase Agreement）とは、事業者や住宅の屋根上に太陽光発電を無償で設置し、屋根の保有者が発電した電力を購入するビジネスモデルです。

■取組方針③　公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進します

市民・事業者の取組をリードする立場として、公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めます。

市の主な取組

- 公共施設への再生可能エネルギーの導入推進【施設所管課】
- 公共施設の電力調達の改善【環境政策課】
- ごみの資源化施設への再生可能エネルギーの導入推進【循環型施設整備課】
- 未利用エネルギーの活用【水再生センター】　など

市民の取組

・再生可能エネルギーの利用方式（発電、熱利用等）や種類（太陽光、水力、風力、バイオマス等）について理解を深めます。
・太陽光発電機器や蓄電池の住宅等への導入を検討します。
・電力小売自由化について正しく理解し、再生可能エネルギーを利用した環境にやさしい電力の選択に努めます。

事業者の取組

・太陽光発電機器や蓄電池の事業所等への導入を検討します。
・周囲の自然や景観、住環境等に配慮したうえで、再生可能エネルギー発電設備の設置を推進します。
・電力小売自由化について正しく理解し、再生可能エネルギーを利用した環境にやさしい電力の選択に努めます。

施策［３］　将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます

地球温暖化対策は、交通インフラの整備やエネルギーの面的利用等のまち全体で進めていく必要があります。

次世代自動車の普及、新たな交通サービスの検討等を進めるとともに、エネルギーの地産地消、再開発等におけるエネルギー効率化の検討を進めます。また、樹木等が有している二酸化炭素を吸収、固定（貯蔵）する機能を維持・増大するため、市内の緑地の保全と身近なみどりの増加を図ることで、ゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます。

■成果指標

指標	基準値 （年度）	目標値 （目標年度）	達成に寄与する 取組方針
市内の温室効果ガス 排出量（千 t-CO_2）	1,479 千 t-CO_2 （2013 年度）	993 千 t-CO_2 （2030 年度） ※約 33%削減	①②③④ ⑤⑥⑦⑧
市内乗用車の登録台数に占めるEV、FCV の割合（%）	0.99% （2019 年度）	4.57% （2030 年度）	①

市の取組

■取組方針①　次世代自動車の普及促進等を図ります

市民・事業者の次世代自動車の普及を促進するとともに、公用車への次世代自動車の導入を進めます。

市の主な取組

- 水素ステーションの誘致【環境・自然共生課】
- 次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車等）の普及促進【環境・自然共生課】
- 次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車等）の公用車としての導入検討・実施【市有財産活用課】

など

■取組方針②　新たな交通サービスを形成します

多摩都市モノレール、小田急多摩線の延伸、自動運転や Maas[9]等の新技術活用など、新たな交通サービスの検討を進めます。

市の主な取組

- 自動運転に対応した道路空間の整備の検討【道路維持課】
- 多摩都市モノレール、小田急多摩線延伸の実現に向けた検討【都市政策課】、【交通事業推進課】
- 自動運転や Maas など、新技術の活用方法の検討【交通事業推進課】　など

■取組方針③　自転車利用環境の整備を進めます

自転車利用を進めるため、市内の道路の現状を把握したうえで、歩行者の安全に配慮した自転車利用環境の整備を進めます。

市の主な取組

- 自転車走行空間の検討・整備【道路政策課】、【道路整備課】
- 自転車駐車場の整備【道路管理課】
- 市職員の近隣移動時の自転車利用の推進【環境・自然共生課】、【市有財産活用課】

など

■取組方針④　自家用自動車の利用を控え、公共交通利用を進めます

自動車から排出される温室効果ガスを削減するため、自動車利用を減らし、公共交通の利用を促進します。

市の主な取組

- 地域コミュニティバス等の運行【交通事業推進課】
- 市が開催するイベント時の公共交通利用の推進【環境・自然共生課】　など

[9] Maas：MaaS（マース：Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスです。また、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決等の重要な手段となるものです。

■取組方針⑤　再開発等におけるエネルギーの効率化を図ります

エネルギーを効率的に利用するために、情報収集を行い、再開発等におけるエネルギーの面的利用としてコージェネレーションシステム等の導入を検討します。

市の主な取組

- エネルギーの面的利用方法（コージェネレーションシステム、再生可能エネルギー等）の情報収集【環境政策課】
- エネルギーの面的利用（コージェネレーションシステム、再生可能エネルギー等）の導入検討【都市政策課】　など

■取組方針⑥　地域の事業者等との連携による脱炭素型ライフスタイルを推進します

地域の事業者等と連携して、テレワークやシェアオフィス等の脱炭素型ライフスタイルを推進します。

市の主な取組

- パンフレットの配布、ホームページ等による地球温暖化対策の取組や国・都・市の助成制度等の情報提供【環境・自然共生課】
- シェアオフィスやコワーキングスペースの立地促進【産業政策課】
- テレワークや在宅ワークの推進【産業政策課】　など

■取組方針⑦　町田の農産物の地産地消を推進します

農産物の輸送中に発生する温室効果ガスの排出を削減するため、地場産農産物の地産地消を進めます。

市の主な取組

- 学校給食での地場産農産物の利用推進【農業振興課】
- まち☆ベジマップ（農産物直売所マップ）、まち☆ベジグルメ店なびの配布による地産地消 PR【農業振興課】
- 農産物直売所の開設支援【農業振興課】　など

■取組方針⑧　みどりを活用・保全します

自然観察会等でのふれあいの機会を創出することで、緑地を活用するとともに、市内の樹林地の保全を進め、地域に適した樹木を増やします。

市の主な取組

- 自然観察会の開催、里山整備活動を体験できる場の提供【農業振興課】、【公園緑地課】
- 特別緑地保全地区等の指定拡大【公園緑地課】
- 街路樹の適正な維持管理【道路維持課】
- みどりのカーテン等の積極的な導入【環境・自然共生課】　など

市民の取組

・自転車や徒歩での移動や公共交通機関の利用に努めます。
・自家用車購入の際には、電気自動車などの環境にやさしい低公害車の選択を検討します。
・エコドライブを実践します。
・テレワークや在宅ワークを実践します。
・ノンフロン製品等の積極的な購入に努めます。
・食材を選ぶ際は、旬の食材や地元で採れた食材を選びます。
・地域の緑化活動への積極的な参加に努めます。
・みどりのカーテンの導入等の家庭でできる緑化に取り組みます。
・花の咲く樹木や草花を植えるなど、鳥や昆虫の生息にも配慮した緑化に取り組みます。
・長期優良住宅建築物や東京ゼロエミ住宅の認証基準を満たした住宅の改修・購入を検討します。

事業者の取組

・自転車や徒歩での移動や公共交通機関の利用に努めます。
・事業用車に電気自動車などの環境にやさしい低公害車の選択を検討します。
・エコドライブを実践します。
・シェアオフィス、テレワーク、在宅ワークを推進します。
・フロン類使用機器（空調設備等）の適正な点検及び廃棄に努めます。
・市民や行政と連携したみどりの保全に努めます。
・土地の開発行為の際には、可能な限りのみどりの保全に努めます。
・みどりのカーテンの導入等の事業所や工場でできる緑化に取り組みます。
・省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用により、建築物の新築・改修時に ZEB 化を目指します。

施策［４］　身近な気候変動の影響への適応を進めます

気候変動の影響は、猛暑日や集中豪雨等の極端な気象現象等、農業・林業、生態系、市民生活等のさまざまなところに既に現れています。

今後は、気候変動に適応した暑さ対策、農業・林業への影響の対策、自然災害対策等、適切な対応を進めていきます。また、具体的な適応策の検討や実施に取り組むとともに、市民や事業者等に対しては、気候変動による影響への理解促進、熱中症予防等の身の回りでできる対策等の情報を発信します。

■成果指標

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）	達成に寄与する取組方針
気候変動の影響に備えている市民の割合（%）	―（2022 年度）	基準値から 10 ポイント増加※（2030 年度）	①②③

※最終的な目標値は基準値が確定してから決定します。

市の取組

■取組方針①　市民生活や健康への影響に関する対策を推進します

みどりのカーテンの導入等により夏の暑さを緩和するとともに、熱中症予防対策について、市民への普及啓発を行います。また、気候変動の影響によって想定される新たな感染症のリスクについても、市民への周知を行います。

市の主な取組

- みどりのカーテン等の積極的な導入【環境・自然共生課】
- 熱中症予防のためのチラシ・ポスターの配布【健康推進課】
- 歩道の透水性舗装の整備【道路整備課】
- 気候変動の影響によって発生する可能性がある感染症への対策【保健予防課】

など

■取組方針②　風水害、土砂災害への対策を推進します

台風・豪雨による被害の防止・軽減のため、無電柱化や雨水管の浸水対策を進めます。また、災害時に活動できる電源として蓄電池等の導入を進めます。

市の主な取組

- 都市計画道路、市街地道路での無電柱化工事の実施【道路整備課】
- 雨水管の浸水対策の推進【下水道整備課】
- 洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの配布【防災課】
- 自主防災リーダー育成事業【防災課】　など

■取組方針③　農業及び自然環境への影響に関する対策を推進します

農業・林業分野における気候変動対策に関する情報収集や、生態系や農業に被害を及ぼす外来生物への対策を進めます。

市の主な取組

- 生態系に被害を及ぼす外来生物の防除・情報収集【環境・自然共生課】
- 農業生産に被害を及ぼす外来生物の防除・情報収集【農業振興課】　など

市民の取組

・気温や暑さ指数に関する情報を入手し、気温が高い日は熱中症に注意します。
・感染症に関する情報を入手します。
・みどりのカーテンや打ち水など、まちが涼しくなる取組に努めます。
・外来生物に関する正しい知識を身につけます。
・日頃から防災訓練に参加したり、洪水、土砂災害ハザードマップを確認したりして災害に備えます。
・日頃から 3 日分程度の食料品の備蓄をしたり、非常時に持ち出すものを整理して災害に備えます。
・災害時にも自立したエネルギーを確保できるよう再生可能エネルギーや蓄電池の導入を検討します。

事業者の取組

・気温や暑さ指数に関する情報を入手し、気温が高い日は従業員へ周知し、熱中症に注意します。
・感染症に関する情報を入手し、従業員やその家族への周知・徹底を呼びかけます。
・みどりのカーテンや屋上緑化、打ち水など、まちが涼しくなる取組に努めます。
・生物多様性に配慮した事業活動に努めます。
・農業の従事者は、新たな栽培技術や病害虫対策に関する情報を入手し、導入を検討します。
・事業所の災害リスクについて、洪水、土砂災害ハザードマップなどにより把握します。
・災害時にも自立したエネルギーを確保できるよう再生可能エネルギーや蓄電池の導入を検討します。

基本目標２　源流から里山、都市が織りなす　いのち輝くまち

【生物多様性地域戦略としての位置づけ】

基本目標２は、「生物多様性基本法」（2008 年法律第 58 号）第 13 条の規定に基づき、町田市内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるものであり、「町田市生物多様性地域戦略」として位置づけます。

施策体系

基本目標	施策	取組方針
源流から里山、都市が織りなす いのち輝くまち	［1］生きものの多様性を守ります	①生物多様性保全の取組を推進します ③外来生物対策を進めます ②市内の生きものの生育・生息状況を把握・公表します ④生物多様性に関する情報を発信します
	［2］水とみどりを守り活用します 重点プロジェクト3	①里山の環境を活用・保全します ②みどりを活用・保全します（再掲） ③市民が農とふれあえる機会の充実を図ります ④多面的効果を発揮するグリーンインフラの保全・整備を促進します ⑤水辺環境を保全します
	［3］歴史的・文化的環境を守ります	①歴史・文化とのふれあいを進めます ②歴史的・文化的環境を保全します

成果指標

「基本目標 2 源流から里山、都市が織りなす　いのち輝くまち」における計画の進捗状況を把握するため、施策ごとの成果をあらわす指標を以下のとおり設定し、今後評価を行います。

施策［1］ 生きものの多様性を守ります

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）
市民協働による生きもの調査への参加者数（延べ人数）（人）	4,340 人（2020 年度）	10,000 人（2031 年度）
生きものに関心のある市民の割合（%）	70%（2020 年度）	80%（2031 年度）

施策［2］ 水とみどりを守り活用します

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）
みどりとのふれあいに満足している市民の割合（%）	52%（2020 年度）	62%（2031 年度）
水辺とのふれあいに満足している市民の割合（%）	48%（2020 年度）	58%（2031 年度）
みどり率（%）	45.8%（2018 年度）	現状維持（2031 年度）

施策［3］ 歴史的・文化的環境を守ります

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）
歴史・文化とのふれあいに満足している市民の割合（%）	29%（2020 年度）	39%（2031 年度）

- 基本目標 2 に関する写真・イラストを記載予定

施策［１］　生きものの多様性を守ります

市内の多様な環境の中で生育・生息する生きものは、市民生活に安らぎや潤いを与えるため、今後もより良い状態で次世代に引き継いでいくことが大切です。

生物多様性への市民の理解や興味・関心を高めるために、生物多様性に関する情報発信や市内の生きものの生育・生息状況を把握・公表するとともに、外来生物への対策や生物多様性の保全の取組を進めることで、市内の生きものの多様性を守ります。

■成果指標

指標	基準値 （年度）	目標値 （目標年度）	達成に寄与する 取組方針
市民協働による生きもの調査への参加者数（延べ人数）（人）	4,340 人 （2020 年度）	10,000 人 （2031 年度）	①②④
生きものに関心のある市民の割合（%）	70% （2020 年度）	80% （2031 年度）	①②④

市の取組

■取組方針①　生物多様性保全の取組を推進します

環境保全団体・NPO 団体との協働による生物多様性保全の取組を進めるとともに、住宅の庭先や学校等の空間を活用したビオトープを創出し、多様な生きものが生息できる場所を増やします。

市の主な取組

- 学校におけるビオトープの創出、活用【指導課】
- 環境保全団体との協働による、生物の保全推進【環境・自然共生課】、【公園緑地課】
- ビオトープ創出のための普及啓発【環境・自然共生課】　など

■取組方針②　市内の生きものの生育・生息状況を把握・公表します

市内の動植物の生育・生息状況は生物多様性を保全するうえで基本的な情報となるため、市民協働での生きもの調査、まちだの生きものリスト等の作成・公表を進めます。

市の主な取組

- 市民協働による生きもの調査の実施【環境・自然共生課】
- まちだの生きものリスト等の作成・公表【環境・自然共生課】　など

■取組方針③　外来生物対策を進めます

外来生物の対策として、市内の生態系や農業生産に影響を及ぼす外来生物の防除、家庭での適正な飼育・管理の啓発を進めます。

市の主な取組

- 生態系に被害を及ぼす外来生物の防除・情報収集【環境・自然共生課】
- 農業生産に被害を及ぼす外来生物の防除・情報収集【農業振興課】
- 外来生物の適正な飼育・管理の普及啓発【環境・自然共生課】　など

■取組方針④　生物多様性に関する情報を発信します

市民が生物多様性について理解を深め、行動につなげるため、生物多様性の情報発信、自然観察会等での啓発を行い、多様な主体の交流の場づくりを進めます。

市の主な取組

- 生物多様性の確保や外来生物対策に関する市の方針、取組状況の発信、啓発活動の実施【環境・自然共生課】
- 自然観察会、学習会等の開催【公園緑地課】、【農業振興課】
- 生物多様性に関わる多様な主体の交流の場づくり【環境・自然共生課】　など

市民の取組

・自然観察会や学習会等のイベントに参加します。
・市民協働による生きもの調査に参加します。
・野生動物への餌付けをしません。
・外来生物に関する情報を収集し、理解を深めます。
・外来生物被害予防三原則の『入れない』『捨てない』『拡げない』を守ります。
・花の咲く樹木や草花を植えるなど、鳥や昆虫の生息にも配慮した緑化に取り組みます。
・自宅等でビオトープづくりに取り組みます。

事業者の取組

・自然観察会や学習会等のイベントに参加します。
・事業所内の緑化にあたり、可能な限り郷土種の利用や水辺の整備など、生物多様性の保全に配慮します。
・外来生物に関する情報を収集し、理解を深めます。
・事業内容と生物多様性の関係性を理解し、製品の原材料の調達等は、生態系への影響が少ないものを選択します。

施策［２］ 水とみどりを守り活用します

多様な動植物の生息・生育環境であり、市民に豊かな自然とのふれあいの場を提供している、町田市の水とみどりを活用・保全し、次世代に引き継いでいくことを目指します。

そのために、市民・団体・事業者等と連携して緑地、里山、水辺環境等の保全を行うとともに、ふれあいの機会の創出を図ります。また、グリーンインフラの考え方を取り入れながら整備を進めます。

■成果指標

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）	達成に寄与する取組方針
みどりとのふれあいに満足している市民の割合（%）	52%（2020 年度）	62%（2031 年度）	①②③④
水辺とのふれあいに満足している市民の割合（%）	48%（2020 年度）	58%（2031 年度）	①⑤
みどり率（%）	45.8%（2018 年度）	現状維持（2031 年度）	①②④

市の取組

■取組方針①　里山の環境を活用・保全します

里山の環境を活用・保全するため、緑地里山保全地域の指定の要請等を行うとともに、市民・団体・事業者・行政の協働で環境保全活動を進めます。

市の主な取組

- 東京都への緑地里山保全地域指定の要請【公園緑地課】
- 自然環境学習会や市民協働による谷戸環境の再生管理【農業振興課】
- 森林インストラクター養成の支援【環境・自然共生課】　など

■取組方針②　みどりを活用・保全します（再掲）

自然観察会等でのふれあいの機会を創出することで、緑地を活用するとともに、市内の樹林地の保全を進め、地域に適した樹木を増やします。

市の主な取組

- 自然観察会の開催、里山整備活動を体験できる場の提供【農業振興課】、【公園緑地課】
- 特別緑地保全地区等の指定拡大【公園緑地課】
- 街路樹の適正な維持管理【道路維持課】
- みどりのカーテン等の積極的な導入【環境・自然共生課】　など

■取組方針③　市民が農とふれあえる機会の充実を図ります

自然環境や農業への市民の関心を高めるため、米作り等の農業体験を推進します。

市の主な取組

- 農業体験機会の提供【指導課】、【農業振興課】
- 米作り体験農業の実施【農業委員会】　など

■取組方針④　多面的効果を発揮するグリーンインフラの保全・整備を促進します

自然環境が有する多面的な機能を賢く利用するグリーンインフラの考え方を踏まえ、緑地や農地等の保全・整備を進めます。

市の主な取組

- 遊休農地のあっせん【農業振興課】
- 東京都への緑地里山保全地域指定の要請【公園緑地課】
- 特別緑地保全地区等の指定拡大【公園緑地課】
- 都市計画公園の用地取得・整備【公園緑地課】　など

■取組方針⑤　水辺環境を保全します

水辺環境を保全するため、周辺環境及び生物多様性への配慮、市民等との協働による維持管理を行います。

市の主な取組

- 鶴見川・境川・恩田川等の水源涵養域にある樹林地等の保全【公園緑地課】
- 宅地開発・中高層建築物の雨水貯留・浸透施設設置の指導及び個人住宅の雨水浸透設備設置補助事業の普及促進【下水道管理課】【土地利用調整課】
- 東京都環境確保条例に基づく地下水の揚水量の把握、必要に応じた地下水利用者への指導【環境保全課】
- 市街化調整区域における特定土地利用行為に関する水循環の健全化【土地利用調整課】

など

市民の取組

・みどりの保全に関する情報を収集し、理解を深めます。
・水辺を活用した自然体験活動に参加します。
・雨水浸透設備の設置を検討します。
・米作り体験等の農業体験に参加します。
・里山整備活動等に参加します。
・地元の農産物の地産地消により、地元の農業を応援します。

事業者の取組

・みどりの保全に関する情報を収集し、理解を深めます。
・土地の開発行為の際には、可能な限りのみどりの保全に努めます。
・河川に汚水を流しません。
・宅地の開発行為・中高層建築物の建築の際には、雨水浸透設備の設置に努めます。
・市民や団体と協働して、里山の整備事業を行います。
・農地の適切な維持管理に努めます。

施策［３］　歴史的・文化的環境を守ります

貴重な自然環境と一体的に維持・保全を考えていくべき史跡や古道などの歴史的遺産や、農業とともに育まれた地域文化、原風景などの歴史的・文化的環境の保全を図り、市民がふれあえる機会を提供し、将来に引き継いでいきます。

■成果指標

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）	達成に寄与する取組方針
歴史・文化とのふれあいに満足している市民の割合（%）	29%（2020 年度）	39%（2031 年度）	①②

市の取組

■取組方針①　歴史・文化とのふれあいを進めます

自然環境の中に存在し、自然環境と一体として維持・保全を考えていくべき史跡や古道などにふれあえる機会として、観光交流拠点を活用したイベントやフットパスの普及を進めます。

市の主な取組

- 観光交流拠点を活用したイベントの実施【観光まちづくり課】
- フットパスの普及促進【観光まちづくり課】　など

■取組方針②　歴史的・文化的環境を保全します

国・都・市指定史跡・有形文化財の整備、広報活動を行い、歴史的・文化的環境を保全します。

市の主な取組

- 国・都・市指定史跡・有形文化財の整備事業の実施【生涯学習総務課】
- 文化財保護の一環として国・都・市指定史跡・有形文化財の広報活動の実施【生涯学習総務課】　など

市民の取組

・フットパスコースを歩き、市の歴史についての理解を深めます。
・小野路里山交流館やふるさと農具館等で、市の文化・歴史を学びます。

事業者の取組

・土地の開発行為の際には、自然環境と一体的に維持・保全を考えていくべき史跡や古道等の歴史的遺産等に配慮します。

- ページ調整（基本目標 2 に関するコラムを記載予定）

基本目標３　徹底したごみ減量、資源化を進めるまち

施策体系

基本目標	施策	取組方針
徹底したごみ減量、資源化を進めるまち	［1］ごみの減量を進めます 重点プロジェクト5	①生ごみの減量を推進します ②プラスチックごみの減量を推進します ③その他の家庭系ごみの減量を推進します ④事業系ごみの適正排出・減量を推進します
	［2］環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます	①一般廃棄物処理施設を整備・運営します ②収集体制を整備します ③資源の有効活用を推進します
	［3］社会的課題への対応を強化します	①災害時等のごみ処理に関する対応力を強化します ②超高齢社会の到来に伴うごみに関する問題へ対応します ③不適正処理の防止対策を進めます

- 基本目標３に関する写真・イラストを記載予定

成果指標

「基本目標 3 徹底したごみ減量、資源化を進めるまち」における計画の進捗状況を把握するため、指標を以下のとおり設定し、今後評価を行います。

なお、基本目標 3 の指標は「第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の全体目標と整合を図るため、施策の基本テーマごとに指標を設定せず、基本目標に対して、3 つの指標を設定しています。

施策［1］ ごみの減量を進めます

施策［2］ 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます

施策［3］ 社会的課題への対応を強化します

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）
1 人 1 日当たりごみ排出量（g/人日）	768 g/人日（2019 年度）	714g/人日（2030 年度）
総資源化率（%）	31%（2019 年度）	40%（2030 年度）
ごみの焼却による温室効果ガス排出量（t-CO_2）	約 34,000 t-CO_2（2019 年度）	約 24,000 t-CO_2（2030 年度）

- 基本目標 3 に関する写真・イラスト・コラムを記載予定

施策［１］ ごみの減量を進めます

家庭系ごみ減量のために、町田市内の燃やせるごみに占める割合が最も多い生ごみの減量を進めるとともに、海洋プラスチック問題等への対策として、プラスチックごみの減量を推進します。また、リデュース、リユース、リサイクルの取組を推進することで、ごみの減量だけでなく、環境負荷の低減を図ります。

事業系ごみ減量のために、プラスチック類などの不適正物の混入を減らし、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の適正な処理を進めます。また、事業系ごみの中には飲食店等から排出される食べ残しなどの生ごみが多く含まれているため、食品ロス削減に向けて飲食店等との協力を進めます。

■成果指標

指標	基準値 （年度）	目標値 （目標年度）	達成に寄与する 取組方針
１人１日当たり ごみ排出量（g/人日）	768 g/人日 （2019 年度）	714g/人日 （2030 年度）	①②③④
総資源化率（%）	31% （2019 年度）	40% （2030 年度）	①②③④
ごみの焼却による 温室効果ガス排出量（t-CO_2）	約 34,000 t-CO_2 （2019 年度）	約 24,000 t-CO_2 （2030 年度）	①②③④

市の取組

■取組方針①　生ごみの減量を推進します

生ごみの減量に向けて、「作ったものを食べきる」、「食材を使い切る」等の食品ロスの削減の取組や水切りの啓発を進めます。

市の主な取組

- 食品ロス削減、水切り等の啓発【３R 推進課】、【環境政策課】
- 生ごみ処理機等の利用促進、一次生成物の活用方法の検討・広報【３R 推進課】　など

■取組方針②　プラスチックごみの減量を推進します

事業者等と連携しながら店舗等でのレジ袋の使用削減や簡易包装の選択等を推進していきます。また、容器包装プラスチックの分別排出の徹底を促すとともに、製品プラスチックの施設内での資源化を実施します。

市の主な取組

- 容器包装プラスチック資源化施設の整備・運営【循環型施設整備課】
- 製品プラスチック選別施設の整備・運営【循環型施設整備課】
- マイバッグ、マイボトル、プラスチック代替品等の利用促進の広報【３R 推進課】
- 海洋プラスチック等、環境への影響についての情報提供【３R 推進課】

■取組方針③　その他の家庭系ごみの減量を推進します

家庭系ごみの更なる減量を推進するため、さまざまな方法による啓発やリデュース、リユース、リサイクルの推進に向けた取組を実施します。

市の主な取組

- リデュース・リユース・リサイクルの取組、啓発の強化【３R 推進課】
- 適正排出の推進【３R 推進課】
- ごみ減量アイデアの募集・紹介【３R 推進課】
- 粗大ごみのリユース販売の強化【３R 推進課】　など

■取組方針④　事業系ごみの適正排出・減量を推進します

事業者がこれまで以上に、適正排出に向けて積極的かつ主体的に取り組めるように事業所の規模に応じた支援・指導を行います。また、食品ロス削減に向けた事業者との連携、事業系紙類の削減、資源化を促進するとともに、今後資源化の可能性が考えられる品目について情報を収集・提供し、事業者等へ働きかけを行います。

市の主な取組

- 公共施設から出るごみの減量【環境政策課】
- 食品廃棄物の減量・資源化に向けた情報提供や働きかけ【3R 推進課】
- 適正排出のための情報提供、訪問指導の実施【３R 推進課】、【資源循環課】
- 優良事業者の表彰・公表【３R 推進課】　など

市民の取組

・食品の食べ切り、使い切りに努めます。
・飲食店での食べきりによる食品ロス削減に努めます。
・小売店での見切り品の積極購入に努めます。
・生ごみの水切りに努めます。
・生ごみの自家処理に努めます。
・レジ袋やプラスチック製品の利用削減に努めます。
・容器包装プラスチックの分別に努めます。
・紙類等の減量・資源化に努めます。
・マイボトル・マイバッグなどの使用やリユース品・レンタル品を活用します。
・不要になった洋服や家具はリユースショップの活用等を検討します。
・リサイクルできるものの適正排出に努めます。

事業者の取組

・量り売り、小分け販売、小盛メニュー等食品ロス削減に取り組みます。
・食品の食べきり、使い切りを市民へ啓発します。
・食品廃棄物の減量・資源化に努めます。
・簡易包装に努めます。
・プラスチック容器等の店頭回収を推進します。
・過剰包装の削減に努めます。
・マイボトル・マイバッグなどの利用促進に努めます。
・減量、資源化に努めます。
・事業系紙類の減量・資源化に努めます。
・事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別した適正排出を実践します。
・優良事業者表彰制度に応募します。
・新たな品目の資源化を実施します。

施策［２］　環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます

循環型社会を実現するため、エネルギー回収率が高く環境にも配慮した新しいごみ焼却施設等を整備し、効果的・効率的に処理できる体制の構築を検討します。また、人口や生活様式の変化によるごみ・資源の量及び、費用対効果や収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの削減を意識したごみ収集体制を整備します。おむつや草木などの増加傾向にあるごみへの対応として、資源化可能な品目の拡大に向けた調査等を行うことで、資源の有効活用を推進します。

■成果指標

指標	基準値 （年度）	目標値 （目標年度）	達成に寄与する 取組方針
１人１日当たり ごみ排出量（g/人日）	768 g/人日 （2019 年度）	714g/人日 （2030 年度）	①②③
総資源化率（%）	31% （2019 年度）	40% （2030 年度）	①③
ごみの焼却による 温室効果ガス排出量（t-CO_2）	約 34,000 t-CO_2 （2019 年度）	約 24,000 t-CO_2 （2030 年度）	①③

市の取組

■取組方針①　一般廃棄物処理施設を整備・運営します

新たなごみ処理施設・生ごみのバイオガス化施設の整備、安定した運用と効率的なエネルギー回収を図ります。

市の主な取組

- 新しいごみ処理施設における、効率的なエネルギー回収の推進【資源循環課】
- 不燃・粗大ごみ処理施設における、施設内資源化の推進【資源循環課】
- 生ごみのバイオガス化施設における、効率的なエネルギー回収の推進【資源循環課】
- 資源化施設の整備（ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等）【循環型施設整備課】

など

■取組方針②　収集体制を整備します

町田市の情勢を踏まえたごみ・資源の収集運搬体制の検討を行い、効率的な収集運搬体制を構築します。

市の主な取組

- 効率的なごみ・資源の収集運搬体制の検討・構築【３R 推進課】

■取組方針③　資源の有効活用を推進します

新たな資源化品目拡大に向けた調査研究を行うとともに、小売店等が独自に行う拠点回収についての情報共有、市民への情報提供を行い、回収品目の拡大を推進します。

市の主な取組

- 新たな資源化品目拡大に向けた調査研究【３R 推進課】、【環境政策課】、【資源循環課】
- 回収拠点や回収品目の増加等の推進【３R 推進課】　など

市民の取組

・一般廃棄物処理施設を見学し、廃棄物の処理方法を学びます。
・小売店独自の拠点回収の情報を収集し、活用します。

事業者の取組

・小売店独自の拠点回収を実践します。

施策［３］ 社会的課題への対応を強化します

ごみに関する社会的な課題として、自然災害に伴い発生する災害廃棄物の迅速な処理、超高齢化社会の到来に伴うごみや資源の分別、排出における負担の増加の可能性が考えられます。また、ごみのポイ捨て、不法投棄、持ち去り行為や違法回収は、景観の悪化や環境汚染だけでなく、不法投棄された廃棄物の収集や処理等の経済的な損失が生じます。災害時等のごみ処理に関する対応力、超高齢社会の到来に伴うごみに関する問題、不適正処理の防止対策の検討を進めることで、これらの社会的な課題への対応を強化します。

■成果指標

指標	基準値 （年度）	目標値 （目標年度）	達成に寄与する 取組方針
１人１日当たり ごみ排出量（g/人日）	768 g/人日 （2019 年度）	714g/人日 （2030 年度）	②③
総資源化率（%）	31% （2019 年度）	40% （2030 年度）	②③
ごみの焼却による 温室効果ガス排出量（t-CO_2）	約 34,000 t-CO_2 （2019 年度）	約 24,000 t-CO_2 （2030 年度）	②③

市の取組

■取組方針①　災害時等のごみ処理に関する対応力を強化します

災害廃棄物処理計画や行動マニュアル等の見直し、庁内外の連携体制の整備、教育訓練を実施します。また、新型コロナウィルスなどの感染症の発生時においても、感染症に配慮した廃棄物の収集・処理を着実に継続して行います。

市の主な取組

- 迅速な初動対応のための教育・訓練の実施【３R 推進課】、【環境政策課】
- 他自治体や民間事業者等との連携体制の整備【３R 推進課】、【環境政策課】
- 災害時等におけるごみの収集・処理体制の確保【３R 推進課】、【環境政策課】
- 新型コロナウィルス感染症による社会変化への対応【３R 推進課】、【環境政策課】、【資源循環課】

など

■取組方針②　超高齢社会の到来に伴うごみに関する問題へ対応します

現在実施しているふれあい収集の継続とともに、資源の戸別収集の可能性を検討します。また、今後排出の増加が予想される紙おむつの資源化について、情報収集等の研究を進めます。

市の主な取組

- 資源の戸別収集の検討【３R 推進課】
- ふれあい収集の実施【３R 推進課】
- 紙おむつなどの資源化事業の研究【３R 推進課】、【環境政策課】、【資源循環課】

など

■取組方針③　不適正処理の防止対策を進めます

ごみのポイ捨て、不法投棄、持ち去り行為や違法回収等の違法行為を防止するための啓発・取り締まり等の対策を推進します。

市の主な取組

- 環境美化活動の推進【環境保全課】、【３R 推進課】
- 違法行為防止のためのパトロール強化【３R 推進課】
- ごみの適正な排出方法の広報【３R 推進課】
- 東京都（産業廃棄物対策所管部署）との連携【３R 推進課】、【環境政策課】　など

市民の取組

・災害時は、市からの情報を収集して、ごみの適正排出に努めます。
・ふれあい収集を活用します。
・ごみ拾い等による環境美化活動に参加します。

事業者の取組

・災害時は、市からの情報を収集して、ごみの適正排出に努めます。
・災害時の協力・連携に関する協定を締結します。
・ごみ拾い等による環境美化活動を実施します。
・不動産管理における不法投棄対策を強化します。

- ページ調整（基本目標 3 に関するコラムを記載予定）

基本目標４　安全で快適な暮らしを実現するまち

施策体系

基本目標	施策	取組方針
安全で快適な暮らしを実現するまち	［1］誰もが快適に安心して暮らせる環境を守ります	①大気汚染・水質汚濁・騒音・振動を抑制するため、市民・事業者への働きかけを推進します ②大気質・水質・騒音を定期的に調査し、市民へ公表します ③河川へ放流する下水処理水の水質向上を図ります ④自転車利用環境の整備を進めます【再掲】 ⑤悪臭の発生防止に努めます ⑥有害化学物質等の適正管理・処理の指導を進めます ⑦その他の問題の対策を考え、安心で快適な環境の実現を図ります
	［2］美しく快適なまちを維持します	①愛着のある景観づくりを進めます ②快適な道路環境づくりを進めます ③ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止に努めます

- 基本目標４に関する写真・イラストを記載予定

成果指標

「基本目標４　安全で快適な暮らしを実現するまち」における計画の進捗状況を把握するため、施策ごとの成果をあらわす指標を以下のとおり設定し、今後評価を行います。

施策［1］　誰もが快適に安心して暮らせる環境を守ります

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）
大気環境、水環境、騒音に関する環境基準の達成割合（%）	78%（2019 年度）	現状維持（2031 年度）
居住地の周辺環境（大気、水質、騒音など）に満足している市民の割合（%）	67%（2020 年度）	77%（2031 年度）

施策［2］　美しく快適なまちを維持します

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）
まち並みや景観に満足している市民の割合（%）	43%（2020 年度）	53%（2031 年度）

- 基本目標４に関する写真・イラスト・コラムを記載予定

施策［１］　誰もが快適に安心して暮らせる環境を守ります

安全で快適なまちを支える重要な要素である、良好な大気質や水質を保全していくとともに、快適に暮らせる生活環境を維持するため、騒音、振動、悪臭等の公害についての対策を進めます。

■成果指標

指標	基準値 （年度）	目標値 （目標年度）	達成に寄与する 取組方針
大気環境、水環境、騒音に関する環境基準の達成割合（%）	78% （2019 年度）	現状維持 （2031 年度）	①②③④⑤⑥⑦
居住地の周辺環境（大気、水質、騒音など）に満足している市民の割合（%）	67% （2020 年度）	77% （2031 年度）	①②③④⑤⑥⑦

市の取組

■取組方針①　大気汚染・水質汚濁・騒音・振動を抑制するため、市民・事業者への働きかけを推進します

事業活動が原因となる大気汚染・水質汚濁・騒音・振動を抑制するため、事業者への啓発や指導を行います。また、市民に対して、正しい下水道の使い方や野焼き防止の啓発等を進めます。

市の主な取組

- 大気汚染について、工場等を設置する事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導【環境保全課】
- 水質汚濁について、河川等へ直接排水を行う事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導【環境保全課】
- 下水処理場への市民等の施設見学受け入れ【水再生センター】
- 騒音・振動について、工場等を設置する事業者や工事を行う事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導【環境保全課】　など

■取組方針②　大気質・水質・騒音を定期的に調査し、市民へ公表します

大気質・水質・騒音を定期的に調査し、調査結果を公表します。また、光化学スモッグ注意報が発令された際は速やかに周知を行います。

市の主な取組

- 市内の大気環境の把握【環境保全課】
- 光化学スモッグ注意報等発令時の周知【環境保全課】
- 主要河川である鶴見川、境川、恩田川等の河川調査の実施とホームページ等での調査結果の公表【環境保全課】
- 主要幹線道路における自動車騒音調査の実施【環境保全課】　など

■取組方針③　河川へ放流する下水処理水の水質向上を図ります

下水処理場から河川へ放流する下水処理水の水質向上を進めます。

市の主な取組

- 下水処理水の水質向上【水再生センター】

■取組方針④　自転車利用環境の整備を進めます【再掲】

自転車利用を進めるため、市内の道路の現状を把握したうえで、歩行者の安全に配慮した自転車利用環境の整備を進めます。

市の主な取組

- 自転車走行空間の検討・整備【道路政策課】、【道路整備課】
- 自転車駐車場の整備【道路管理課】
- 市職員の近隣移動時の自転車利用の推進【環境・自然共生課】、【市有財産活用課】　など

■取組方針⑤　悪臭の発生防止に努めます

事業活動に伴う悪臭の発生を防止するため、事業者に対して適切な防止対策に関する情報を発信するとともに、指導を行います。

市の主な取組

- 悪臭について、工場等を設置する事業者に対する事前指導及び、悪臭を発生させた事業者への指導【環境保全課】
- 清掃工場等における、臭気測定の実施及び設備の適正管理による臭気の発生抑制対策の実施【資源循環課】　など

■取組方針⑥　有害化学物質等の適正管理・処理の指導を進めます

有害化学物質を取り扱う事業者に対して、指導を行うとともに、有害化学物質の使用・管理状況の把握を行います。また、解体工事等によってアスベストが飛散しないよう、事業者に対して、適正な処理方法の指導を行います。

市の主な取組

- 有害化学物質の適正管理・処理の指導【環境保全課】
- 既存建物の解体時におけるアスベスト使用調査・届出・適正処理の指導【環境保全課】、【建築開発審査課】　など

■取組方針⑦　その他の問題の対策を考え、安心で快適な環境の実現を図ります

光害、電波障害、騒音等のさまざまな問題に対し、対策を図っていきます。

市の主な取組

- 建物等を建設する事業者に対する電波障害の事前調査や対策の指導【環境保全課】
- 事業者に対する屋外照明、駐車場での車両照明等の配慮など光害未然防止の指導【環境保全課】
- 近隣騒音などのトラブル防止のためのマナー啓発【環境保全課】
- 市民の生活環境の保全のための空き家対策の推進【住宅課】　など

市民の取組

・自家用車購入の際には、電気自動車などの環境にやさしい低公害車の選択を検討します。
・エコドライブを実践します。
・家庭における悪臭の発生防止に努めます。
・家の庭等でごみを焼却しません。
・環境にやさしい石鹸・洗剤の使用に努めます。
・浄化槽の適正利用に努めます。
・下水処理場を見学し、下水処理の方法を学びます。
・音響機器やペットの鳴き声、早朝・深夜のオートバイや自動車利用などで、騒音を出さないようにします。

事業者の取組

・営業車等購入の際には、電気自動車などの環境にやさしい低公害車の選択を検討します。
・エコドライブを実践します。
・工場、事業所等における悪臭の発生源については、密閉性の高い建屋内に設置するなど周辺に影響を及ぼさないようにします。
・事業所の敷地等でごみを焼却しません。
・浄化槽の適正利用に努めます。
・事業所からの排水は、法制度に基づいて適切な管理を徹底します。
・騒音・振動を発生させる機器や拡声器等の使用を控え、使用する場合には、周辺に配慮します。
・夜間の照明利用時には、周辺に配慮します。

施策［２］ 美しく快適なまちを維持します

地域の住民自らの積極的な行動を促し、市民が愛着を感じる美しいまち並みづくり、快適な道路環境づくりを進めます。

■成果指標

指標	基準値 （年度）	目標値 （目標年度）	達成に寄与する 取組方針
まち並みや景観に 満足している市民の割合（%）	43% （2020 年度）	53% （2031 年度）	①②③

市の取組

■取組方針①　愛着のある景観づくりを進めます

事業者向けの景観づくりのセミナーや屋外広告物の景観事前相談の取組を進めます。また、公共事業では、景観アドバイザーの活用を進めます。

市の主な取組

- 公共事業における景観アドバイザーの活用の推進【地区街づくり課】
- 屋外広告物の景観事前相談の推進【地区街づくり課】
- 景観づくりセミナーの実施【地区街づくり課】　など

■取組方針②　快適な道路環境づくりを進めます

快適な道路環境づくりのため、放置自転車の削減等の取組を進めます。また、市民や事業者による道路の美化活動を促進します。

市の主な取組

- 市内各駅における放置自転車対策の実施【道路管理課】
- 学校や地域での自転車や二輪車のマナー啓発【市民生活安全課】
- 都市計画道路、市街地道路での無電柱化工事の実施【道路整備課】
- 市民ボランティア団体による道路の美化活動の推進【道路管理課】　など

■取組方針③　ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止に努めます

ごみの不法投棄防止のため、土地所有者に防止策を啓発・指導するとともに、土地所有者・市民・行政の協働による再発防止策の検討を進めます。また、ポイ捨ての防止のための取組や普及啓発を進めます。

市の主な取組

- 美化推進重点区域（あきかん、吸い殻等のポイ捨て防止区域）の指定及び運用【環境保全課】
- 道路等喫煙禁止区域（路上喫煙禁止区域、喫煙スポット）の指定及び運用【環境保全課】
- あき地の所有者への雑草除去指導【環境保全課】
- 不法投棄監視カメラの有効利用及び、パトロールによる再発防止対策の実施【３Ｒ推進課】

など

市民の取組

・自宅周辺の道路などの清掃、除草を定期的に行います。
・ごみ出しの際は、収集日や収集時間等を守ります。
・自転車を駅周辺等に放置しません。
・空き缶やたばこ等のごみのポイ捨てはしません。
・地域の清掃活動に参加します。

事業者の取組

・事業所周辺の道路などの清掃、除草を定期的に行います。
・広告の設置にあたっては、機能、位置、規模、色彩等について景観との調和に努めます。
・地域の清掃活動に参加します。

基本目標５　環境について、みんなで学び、協働を進めるまち

施策体系

基本目標	施策	取組方針
環境について、みんなで学び、協働を進めるまち	［1］さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます	①環境に配慮した市民・事業者を認定する制度を運用します ②環境保全活動の担い手育成制度によるエコ市民の育成、活用を図ります ③市民の環境学習や環境保全活動に参加する機会の充実を図ります ④次世代を担う子どもの環境教育を進めます ⑤事業者の環境配慮への取組や環境保全活動を支援します ⑥大学等との連携を進め、環境学習の機会を創出します
	［2］誰にとってもわかりやすい環境情報を発信します	①環境イベント等におけるナッジ理論等を取り入れた新たな普及啓発を進めます ②市民・事業者に向けて環境に関する情報を積極的に発信します

- 基本目標５に関する写真・イラストを記載予定

成果指標

「基本目標 5　環境について、みんなで学び、協働を進めるまち」における計画の進捗状況を把握するため、施策ごとの成果をあらわす指標を以下のとおり設定し、今後評価を行います。

施策［1］　さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）
環境に配慮した行動を行っている市民の割合（%）	―（2022 年度）	基準値から 10 ポイント増加※（2031 年度）
エコ宣言事業者※10数（店・事業所）	92 店・事業所（2020 年度）	120 店・事業所（2031 年度）

※最終的な目標値は基準値が確定してから決定します。

施策［2］　誰にとってもわかりやすい環境情報を発信します

指標	基準値（年度）	目標値（目標年度）
SNS 等のフォロワー数	1,138（2020 年度）	10,000（2031 年度）

- 基本目標 5 に関する写真・イラスト・コラムを記載予定

※10 エコ宣言事業者：環境配慮活動を行う市内のお店や事業者のうち、「まちだエコ宣言」の登録店（事業所）として登録されている事業者のことです。

施策［１］　さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます

環境を保全し、より良い環境を実現していくためには、環境配慮に関する一人ひとりの心がけと実践が重要です。市民、市民活動団体、事業者などの環境への関心を高めるきっかけや、身近な場所で環境学習に取り組むことができる機会を創出し、また、環境活動を促進するため、さまざまな支援を行うことで、環境に配慮した生活や行動を自分ゴトとするエコ市民を育成するとともに、異なる主体同士のネットワークの構築を支援することで、取組を効果的に推進していきます。

■成果指標

指標	基準値 （年度）	目標値 （目標年度）	達成に寄与する 取組方針
環境に配慮した行動を 行っている市民の割合（%）	― （2022 年度）	基準値から 10 ポイント増加※ （2031 年度）	①②③④⑥
エコ宣言事業者数 （店・事業所）	92 店・事業所 （2020 年度）	120 店・事業所 （2031 年度）	①⑤

※最終的な目標値は基準値が確定してから決定します。

市の取組

■取組方針①　環境に配慮した市民・事業者を認定する制度を運用します

環境に配慮した取組を実施している市民・事業者を認定する制度を運用し、環境配慮行動を促します。

市の主な取組

- 「わたしのエコ宣言」による家庭での取組支援【環境・自然共生課】
- まちだエコ宣言制度の推進【環境・自然共生課】
- まちだ 3R 賞の推進【３Ｒ推進課】　など

■取組方針②　環境保全活動の担い手育成制度によるエコ市民の育成、活用を図ります

環境保全活動の担い手を育成するため、環境に関する活動を行っている団体等の支援を検討し、エコ市民の育成、活用を図ります。

市の主な取組

- ごみ減量サポーターの地域活動支援【３Ｒ推進課】
- 環境保全活動団体や環境保全に取り組む市民への支援の検討、実施【環境・自然共生課】、【環境政策課】　など

■取組方針③　市民の環境学習や環境保全活動に参加する機会の充実を図ります

市民の環境学習の機会創出、環境保全行動の促進のため、環境講座等を開催します。また、体験型の環境学習の充実を図ります。

市の主な取組

- 環境に関する学習機会の提供【生涯学習センター】、【市民協働推進課】、【環境・自然共生課】
- 生物多様性に関わる多様な主体の交流の場づくり【環境・自然共生課】　など

■取組方針④　次世代を担う子どもの環境教育を進めます

子どもの環境に対する意識の向上を目指して、学校における環境教育の充実、学校教育以外の場での環境学習・環境保全活動の機会の創出を進めます。また、さまざまな環境教育プログラムを利用しやすくするため、環境教育情報の収集・提供を進めます。

市の主な取組

- 各教科等における指導、環境学習、農業体験、自然体験の実施【指導課】
- ボランティアコーディネーター等を活用した環境教育の実施【指導課】
- 出前講座を活用した児童・生徒、保護者への環境教育の実施【環境・自然共生課】【３Ｒ推進課】
- こどもエコクラブの設立促進と活動の継続支援【環境・自然共生課】　など

■取組方針⑤　事業者の環境配慮への取組や環境保全活動を支援します

事業者の環境配慮への取組や環境保全活動を促進するため、事業者を対象とした環境講座の開催、環境保全活動に取組やすい環境の整備を進めます。

市の主な取組

- 事業者の環境保全活動の支援【環境・自然共生課】、【環境政策課】

■取組方針⑥　大学等との連携を進め、環境学習の機会を創出します

市民、市民団体、事業者、地域、大学、行政等の多様な主体の連携・協働による環境学習に関する取組を推進するための仕組みづくりを検討します。

市の主な取組

- 相模原・町田大学地域コンソーシアムや各大学と環境学習に関する取組を連携・協働して行うための仕組みづくり【生涯学習センター】
- 東京都 ECO-TOP プログラムインターンシップの受け入れ【環境政策課】　など

市民の取組

・子どもと一緒に地域の環境活動やイベント等に参加します。
・環境学習講座、講習会へ参加して、環境問題等の理解を深めます。
・家族や身近な人と環境に関する話題を共有します。
・市や地域、団体等が行う環境に関する活動に参加します。
・「わたしのエコ宣言」の取組に参加します。

事業者の取組

・環境に関するイベント等への出展を検討します。
・市や地域、団体等が行う環境に関する活動に参加します。
・まちだエコ宣言やまちだ 3R 賞に参加します。

施策［２］　誰にとってもわかりやすい環境情報を発信します

環境に対する理解と関心を深め、環境配慮に関する一人ひとりの心がけと実践を促すため、ホームページ、SNS 等を活用した積極的な環境に関する情報を発信するとともに、新たな考え方を取り入れた普及啓発方法の検討を進めます。

■成果指標

指標	基準値 （年度）	目標値 （目標年度）	達成に寄与する 取組方針
SNS 等のフォロワー数	1,138 （2020 年度）	10,000 （2031 年度）	①②

市の取組

■取組方針①　環境イベント等におけるナッジ理論等を取り入れた新たな普及啓発を進めます

環境に配慮した行動等が自発的に実践されるよう、ナッジ理論等の新たな考え方による啓発方法を検討し、環境イベント等での活用を進めます。

市の主な取組

- ナッジ理論等を用いた啓発方法の検討【環境政策課】、【環境・自然共生課】
- 環境イベントでのナッジ理論等の活用【環境政策課】、【環境・自然共生課】　　など

■取組方針②　市民・事業者に向けて環境に関する情報を積極的に発信します

市民・事業者の環境に対する意識の向上を図り、環境に配慮した行動を促進するため、市の取組や環境全般に関する情報を発信します。

市の主な取組

- 環境に関する情報の発信【環境政策課及び各課】
- 環境に関する出版物を充実させて提供、環境をテーマにした特集コーナーを随時設置【図書館】
- 町田市の環境の状況・取組等を、白書・ホームページ等で公表【環境政策課及び各課】
- 市のイベントにおける環境配慮の取組推進【環境政策課及び各課】　　など

市民の取組

・市のホームページや SNS を通して環境に関する情報を収集し、理解を深めます。
・地球温暖化等の環境問題が生活に与える影響を理解し、自らできる行動を考えます。

事業者の取組

・市のホームページや SNS を通して環境に関する情報を収集し、理解を深めます。
・地球温暖化等の環境問題が事業に与える影響を理解し、事業者間で共有します。

第5章　取組をリードする重点プロジェクト

5.1　重点プロジェクトの考え方

5.1.1　重点プロジェクトの位置づけ

本計画では、望ましい環境像を実現するために優先的に取り組み、市民と共有する計画のリード役となる主要な事業を重点プロジェクトとして位置づけます。

5.1.2　重点プロジェクト設定の基本的な視点

重点プロジェクトは、以下に示す視点に基づき設定します。

<重点プロジェクト設定の視点>

- **環境課題の解決に大きく貢献する**
  地域特性に起因する環境課題や社会的に強く要請される環境課題に対し、市が優先的に取り組み、課題解決を図るべきもの。
- **SDGs の視点から環境、経済、社会を統合的に向上する**
  環境側面からアプローチすることで、市の環境課題だけではなく、社会面、経済面における地域課題に対しても、相乗的・副次的な効果が期待されるもの。

5.1.3　重点プロジェクトの設定

重点プロジェクトは、以下のとおり設定します。

	重点プロジェクト名	本編 掲載ページ	主に関連する 施策
重点プロジェクト1	再生可能エネルギーの利用拡大	81	1-[2]
重点プロジェクト2	次世代自動車等の積極的な導入と多面的な活用	83	1-[3]
重点プロジェクト3	里山環境の活用と保全	85	2-[2]
重点プロジェクト4	地産地消の推進	87	1-[3]
重点プロジェクト5	フードドライブによる食品ロスの削減	89	3-[1]

5.1.4　進捗管理

このプロジェクトは、将来への展望として市の基本計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」とも内容の整合を取りつつ、関連する成果指標とともに、10 年間で取り組む工程を落とし込んだロードマップで進捗を図ります。

各プロジェクトは、5 年を目途に事業の見直しを行い、方向性等を確認していきます。

5.2　重点プロジェクト

P81～P90 に示す 5 つの重点プロジェクトは、重点プロジェクト設定の基本的な視点に沿って設定しています。重点プロジェクトは、計画を推進していくうえで、最新の環境情勢や市の状況を踏まえ適宜見直しを図ります。

<table>
<tr><th colspan="2">重点プロジェクト 1　再生可能エネルギーの利用拡大</th></tr>
<tr><td>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</td><td> </td></tr>
<tr><td>概要</td><td>町田市の二酸化炭素排出量を削減するためには、電気をつくるときに二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの利用拡大が重要です。町田市内に導入できる再生可能エネルギー設備は、自然条件等のポテンシャルから主に太陽光発電システムとなり、市内の住宅・事業所の建物等へのシステムの導入が進められています。
しかしながら、導入の起爆剤となっていた太陽光発電における固定価格買取制度（FIT 制度）の見直しや FIT 制度の期間が終了する太陽光発電システムが出てくるなど、この状況を踏まえた新たな導入促進を図る仕組みづくり等が求められます。また、焼却施設から排出される熱の有効活用や市内の卒 FIT 電力の活用方法を検討します。
具体的には、住宅や事業所に向けて、機器導入の初期費用が発生しない「0 円太陽光発電（PPA）」等の新たな太陽光発電導入の仕組みの検討や卒 FIT 電力の自家消費を促すために、市内での蓄電池の普及を図ります。また、焼却施設で発電した電力等の学校・公共施設等での活用方法を検討します。
一方で、町田市内に導入できる再生可能エネルギーの量は限られており、市内に導入する再生可能エネルギーにより、市内のエネルギー需要をすべて満たすことは困難です。そこで、市内の再生可能エネルギーの普及拡大を行うとともに、市外の再生可能エネルギー由来のクリーンな電力の調達・利用方法を調査・検討します。
これらの取組を一体的に実施していくことで、さらなる再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。</td></tr>
<tr><td>プロジェクトイメージ</td><td> 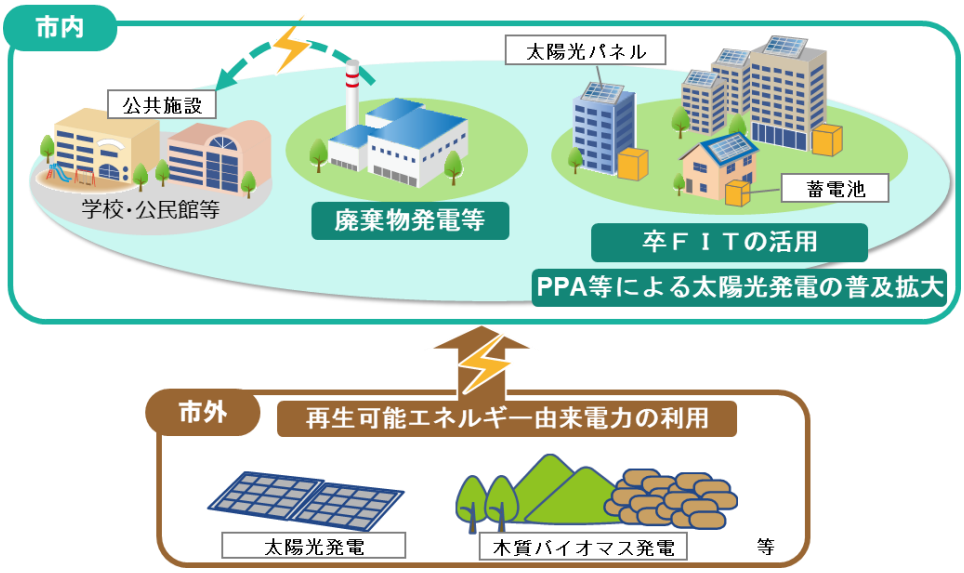
</td></tr>
</table>

効果（環境）	・太陽光発電・廃棄物発電で発電された電力利用による、二酸化炭素排出削減に貢献 ・市外の再生可能エネルギー由来電力利用による、二酸化炭素削減に貢献
効果（経済）	・機器の調達・施工・メンテナンス等に関する産業・雇用創出等を期待 ・電力の自家消費により、電力購入の費用を削減 ・廃棄物発電等の電力購入による、地域内での資金循環 ・事業者が RE100 などの取組を実施することで、ESG 投資による資金の獲得を期待
効果（社会）	・市内の各建物に災害時の電源として活用できる太陽光発電・蓄電池の普及が進むことで、市域全体の防災機能を強化 ・市外からの電力調達をとおした、地域間の連携力強化を期待
各主体の役割	【市】　：蓄電池設置の助成、市のホームページ等で事業の情報提供、公共施設への電力調達方法の検討、廃棄物発電等の活用方法の検討 【市民】　：太陽光発電・蓄電池の導入、再生可能エネルギー由来電力の利用 【事業者】：太陽光発電・蓄電池の導入、機器の設置・施工・メンテナンス、再生可能エネルギー由来電力の利用
関連する基本目標	◎基本目標 1 施策［2］の取組方針①～取組方針③ ○基本目標 5 施策［1］の取組方針①、取組方針⑤ 凡例：◎：最も関連がある目標、○：関連がある目標
関連する成果指標	・市内のエネルギー消費量（TJ） ・家庭のエネルギー消費量（GJ/世帯） ・事業者のエネルギー消費量（GJ/m^2） ・市内の再生可能エネルギー導入量（kW） ・市内の温室効果ガス排出量（千 t-CO_2）

ロードマップ

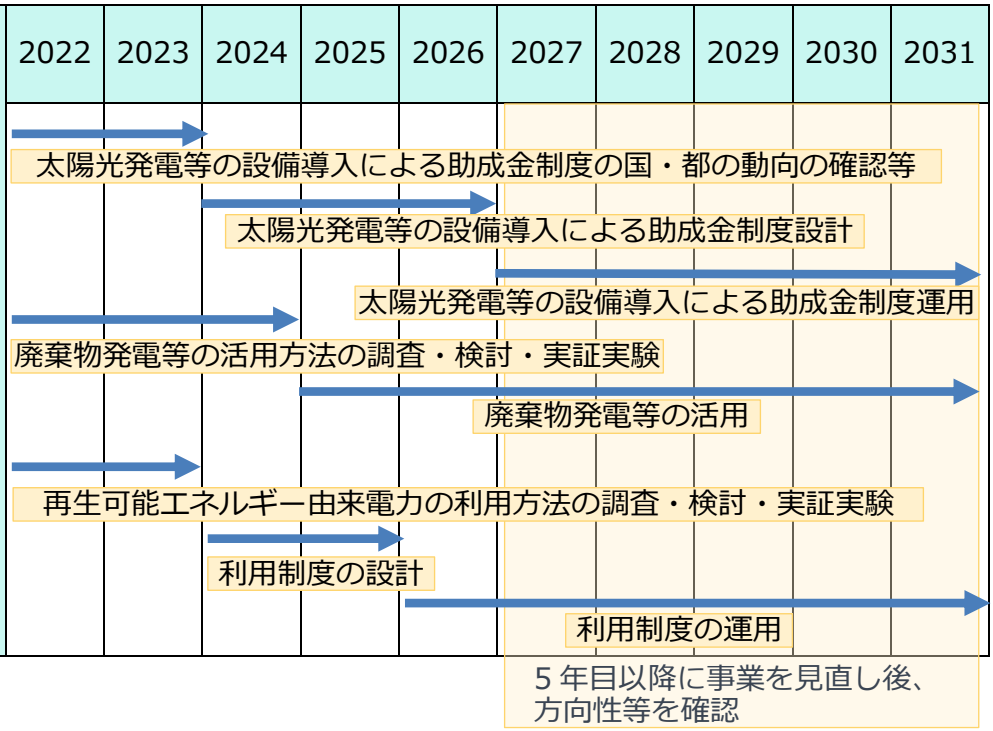

重点プロジェクト２　次世代自動車等の積極的な導入と多面的な活用	
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	
概要	東京都では、2050 年の CO_2 排出実質ゼロに向けて、2030 年までに都内の新車販売を 100%非ガソリン車とすることを目標に掲げています。こうした状況を踏まえ、町田市内の自動車においても、次世代自動車（電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV））への転換を図っていく必要があります。 電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）は、移動時に温室効果ガスを排出しないだけでなく、電源として建物等に電力を供給できることから、災害時の非常用電源としても重要な役割を担います。 本プロジェクトでは、市内の電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）普及のための取組を行うとともに、導入した電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）の多面的な活用の仕組みを構築します。 電気自動車普及のための取組として、市民・事業者への助成を行うとともに、公共施設への充電設備（太陽光発電付き充電設備等）の導入を進めます。 燃料電池自動車（FCV）普及のための取組として、市民・事業者への助成を行うとともに、市内への水素ステーションの誘致を行います。 また、公用車へ次世代自動車を率先的に導入します。さらに、非常用発電機が設置されていない公共施設等に、電気自動車と建物（ビル）の間で電力の相互供給をするシステム（V2B）、燃料電池自動車用の可搬型給電器を備えるなど災害時の活用を図ります。
プロジェクトイメージ	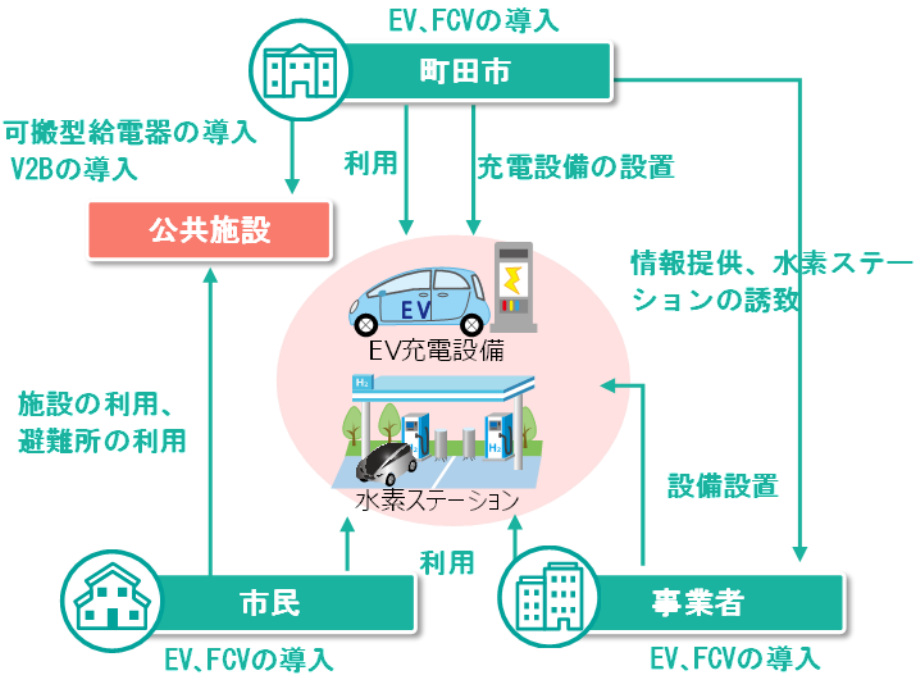

効果（環境）	・太陽光発電で発電した電力や、クリーンな水素を活用することで、温室効果ガス削減に貢献 ・移動時に大気汚染物質を排出しないため、きれいな空気のまちづくりに貢献
効果（経済）	・関連施設・設備の調達や施工・事業運営等に関する新たな産業・雇用創出等を期待
効果（社会）	・非常用発電機が設置されていない公共施設等に V2B や可搬型給電器が導入されることで、市域全体の防災機能の強化を期待
各主体の役割	【市】　：公用車における次世代自動車の導入、次世代自動車導入の助成、電気自動車充電設備の設置、水素ステーションの誘致、V2B・可搬型給電器の導入 【市民】　：自家用車における次世代自動車の導入、V2H の導入 【事業者】：事業者における次世代自動車の導入、V2B の導入
関連する基本目標	◎基本目標 1　施策［3］の取組方針① ○基本目標 4　施策［1］の取組方針① ○基本目標 5　施策［1］の取組方針①、取組方針⑤ 凡例：◎：最も関連がある目標、○：関連がある目標
関連する成果指標	・市内の温室効果ガス排出量（千 t-CO_2） ・市内乗用車の登録台数に占める EV、FCV の割合（%） ・居住地の周辺環境に満足している市民の割合（%） ・大気環境、水環境、騒音に関する環境基準の達成割合（%）

ロードマップ

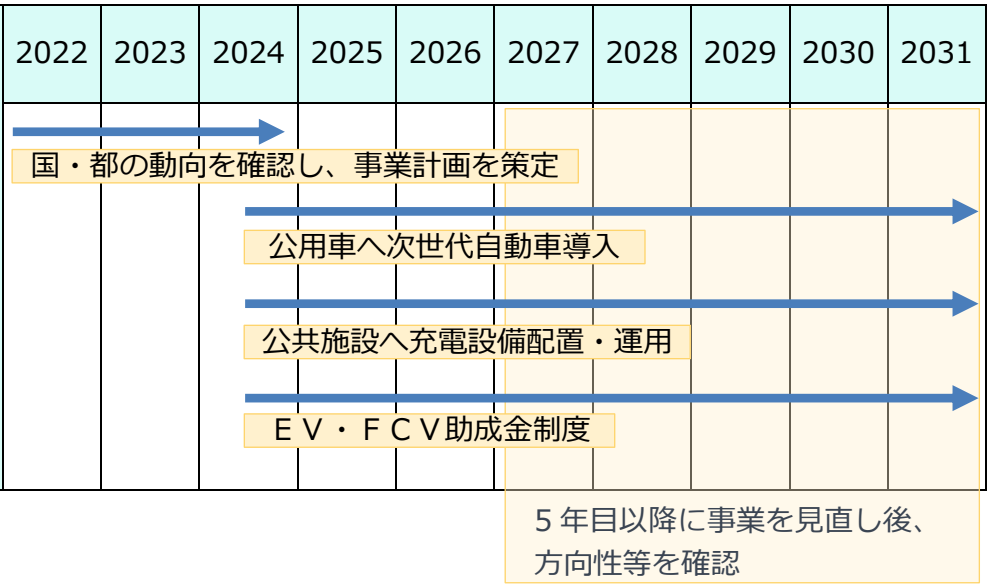

重点プロジェクト３　里山環境の活用と保全	
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	
概要	町田市には、市街地の北部を中心にみどり豊かな恵まれた自然環境が残されています。また、市内には、国の「生物多様性の保全上重要な里地里山」に選定される里山が存在するなど、自然との接点を持つことのできる貴重な環境が残されています。 里山とは、山林や隣接する集落で生活する住民が、自ら田畑を耕作し農閑期においては薪や炭にする目的で樹木の伐採を行い、管理してきた地域を指します。里山は、人の手が適度に入ることで生物の多様性や良好な景観、伝統文化が保全・継承され、人と自然が共生し、循環することで、持続可能な環境が維持されてきました。 かつて、地域の住民により適切に管理（活用）し、維持（保全）されてきた里山は、産業構造や生活様式の変化等によって、それまでの循環サイクルが失われ、里山の環境が荒廃しています。そこで、荒廃した里山環境を再生し、時代に即した新たな循環サイクルを構築することで、貴重な里山を将来に引継ぎ、持続可能なものとします。 里山を活かす取組として、自然環境の維持保全を前提とした、観光農園による収穫体験、キャンプやフットパス、里山で生産された木材加工品・農産物等を販売する交流回遊拠点の整備等を団体・民間企業等が積極的に企画し、事業運営できるような下地づくりを行います。また、里山を守るための定期的な間伐、間伐した木材の加工・販売方法を検討します。さらに、里山を支える取組として、こうした木材加工品や農産物などの情報発信等を積極的に行い、販売を促進します。 これらの取組を重点プロジェクトとして一体的に推進していくことで、里山環境の活用と保全を図ります。
プロジェクトイメージ	

効果（環境）	・緑地、水源等の里山環境の持続可能な維持・保全 ・生物多様性の保全 ・良好な景観の維持 ・里山の保全によるヒートアイランドの緩和 ・緑地の保全による二酸化炭素吸収 ・市民等の自然にふれあう機会の創出、環境学習の場の創出
効果（経済）	・市内だけでなく市外からも多くの利用者が来訪することによる観光振興への期待 ・事業に関連する施設整備や新たな起業等による産業振興等への期待 ・市内の事業にお金を支払い、地域内でお金が循環することによる地域活性化
効果（社会）	・多くの人が市の里山環境に来訪することで、人材交流の活性化や人的ネットワークの構築等を期待 ・都市部での里山環境を有する地域として、町田市のブランディング効果を期待 ・里山の保全による浸水被害・土砂災害を低減
各主体の役割	【市】　：里山環境の整備、情報の集約・情報発信　等 【市民】　：観光農園、キャンプ場等を利用、里山で生産された木材加工品等の購入　等 【団体・事業者】　：事業の企画・運営、草刈り・間伐等の保全　等
関連する基本目標	○基本目標 1 施策［4］の取組方針① ◎基本目標 2 施策［2］の取組方針①、取組方針②、取組方針④ ○基本目標 5 施策［1］の取組方針③、取組方針④ 凡例：◎：最も関連がある目標、○：関連がある目標
関連する成果指標	・市内の温室効果ガス排出量（千 t-CO_2） ・市民協働による生きもの調査への参加者数（人） ・生きものに関心のある市民の割合（%） ・みどりとのふれあいに満足している市民の割合（%） ・水辺とのふれあいに満足している市民の割合（%） ・みどり率（%）

ロードマップ

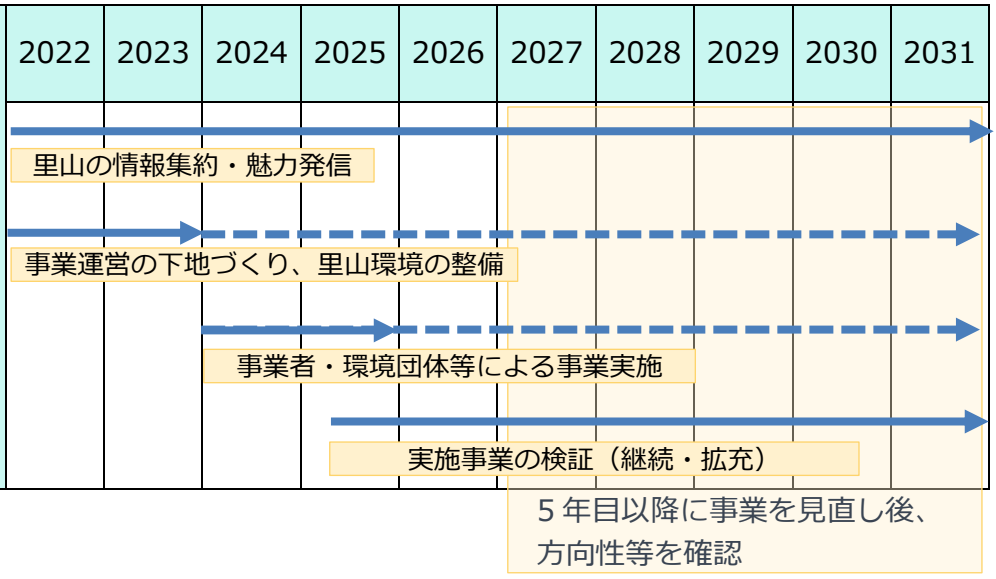

重点プロジェクト４　地産地消の推進	
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	
概要	持続可能な農業生産のためには、地元で生産された農産物を地元で消費する地産地消の取組が重要です。地産地消を行うためには、農産物を消費者の元に届けるための流通経路の確保や農産物の販売促進が課題となります。 こうした課題に対して、生産者から直接、送料無料で買い物ができる生鮮食品 EC を活用した「地域生産物の販促・流通構築パッケージ」による課題解決方法を検討します。 このパッケージでは、アプリを通して町田産農産物を注文でき、公共施設やコンビニ・ドラッグストア等の市内各地に設置する「受け取りボックス」で注文した食材の受け取りを可能にします。 また、生産者に対しては、市内に設置された共同集荷所に農産物を持ち込むことで、農産物の出荷が可能となる出荷支援を行います。 これにより、市内生産者の新鮮な農産物を消費者へ届けることができるようになります。これまで直売所などで町田産農産物を購入する機会が少なかった日中仕事をしている方、直売所が近くにない方などでも手軽に新鮮な町田産農産物を購入できるようになり、地産地消の推進を図ります。 加えて、事業者の流通網を活用して市外へも町田産の農産物を配送していくことで、市内生産者の更なる販路拡大、市内産農産物のブランディング向上及び販売促進を実現します。
プロジェクトイメージ	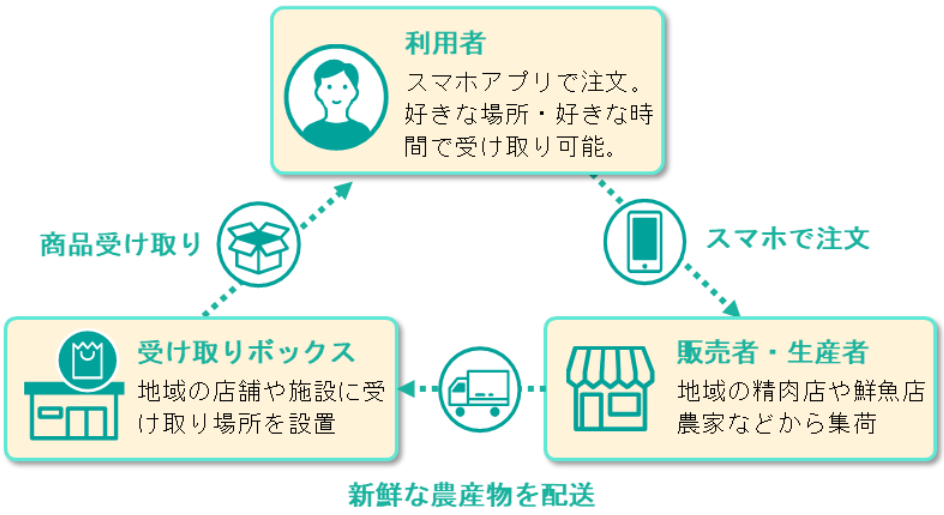

効果（環境）	・農地の維持・保全 ・農産物の輸送距離が減ることによる温室効果ガス排出削減
効果（経済）	・遠方への出荷と比較して流通コストが下がるため、生産者の収入増加を期待 ・販路拡大による農産物の販売促進 ・市内の農産物を購入し、地域内でお金が循環することによる地域活性化
効果（社会）	・新鮮な農産物の購入 ・農地の保全によるヒートアイランドの緩和 ・農地の保水機能による浸水被害の低減 ・地元農産物を食べることによる地域への愛着心の創出 ・食や農への興味を持つことによる食育の理解促進
各主体の役割	【市】　：受け取りボックスの設置、地産地消の情報発信 【市民】　：農産物の購入 【農家】　：共同集荷場へ農産物の持ち込み 【事業者】：共同集荷場の設置、商品の配送、EC サイトの運営
関連する基本目標	◎基本目標 1 施策［3］の取組方針⑦ ○基本目標 2 施策［2］の取組方針①、取組方針④ ○基本目標 5 施策［1］の取組方針③、取組方針④ 凡例：◎：最も関連がある目標、○：関連がある目標
関連する成果指標	・市内のエネルギー消費量（TJ） ・市内の温室効果ガス排出量（千 t-CO_2） ・みどり率（%）

ロードマップ

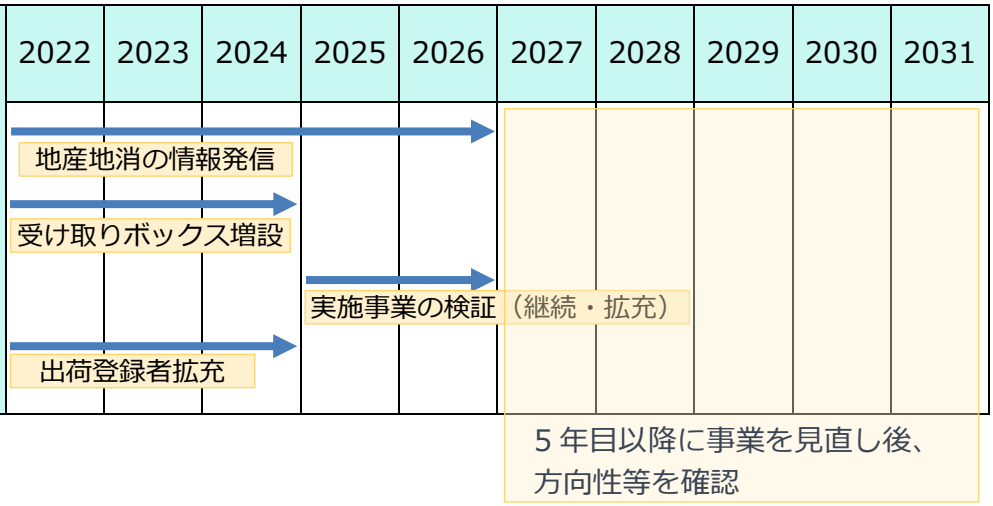

重点プロジェクト５　フードドライブによる食品ロスの削減	
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	
概要	国内では、多くの食品が賞味期限切れや消費期限切れにより、未使用・未開封のまま捨てられています。このような本来食べられたはずの食品廃棄物は、食品ロスと呼ばれています。町田市の調査でも、「燃やせるごみ」の約 2%が、未使用・未開封の食品となっており、重量換算にすると約 1,300 トンの食品がそのまま捨てられている状況です。 このように大量に余っている食べ物を、必要としている場所へつなぐ活動のことをフードドライブと呼びます。今後町田市では、フードドライブの取組として、市や民間団体がつなぎ役となり、食品が余っているところ（供給側）と食品を必要としているところ（需要側）を結びつける仕組みを構築し、廃棄される食品をできる限り有効活用することで、食品ロスの削減を図ります。 具体的には、町田市や民間団体が、市民、農家、小売店・食品製造会社等の事業者等に対して、本来食べられたはずなのに捨てられてしまう食品の寄付を呼びかけます。また、地域の福祉団体、児童養護施設、NPO 等から必要としている食品の種類・量等のニーズの把握を随時行い、食品が余っている場所から食品を必要としている場所に届けます。 併せて、「（仮）食品ロス削減推進計画」の計画を策定し、食品ロス削減の推進を図ります。
プロジェクトイメージ	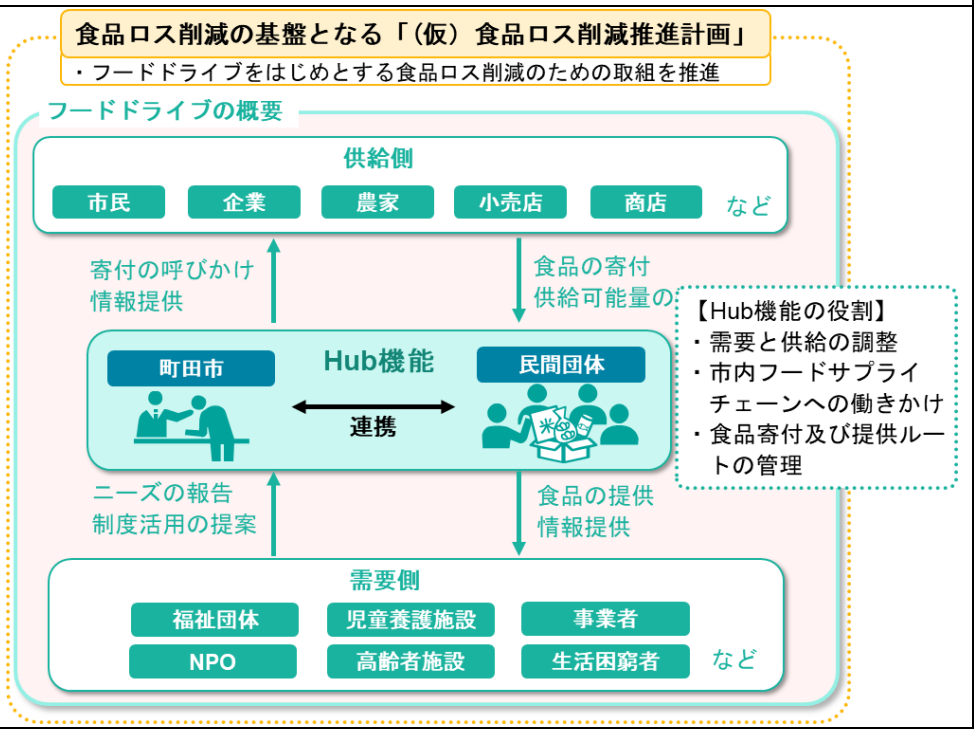

効果（環境）	・食品廃棄物の削減 ・廃棄物処理により排出される二酸化炭素の削減
効果（経済）	・寄付された食品の活用による、福祉施設や団体等での食品購入費の削減 ・食品が幅広い消費者にいきわたることによる、企業の食品の宣伝効果の創出 ・余った食品を寄付するによる、企業等での食品廃棄物処理費用の削減 ・市全体での廃棄物量の減少による、町田市のごみ処理に係る費用の削減
効果（社会）	・ボランティアの活躍の場を創出することによる地域活性化 ・企業の社会貢献活動 ・福祉施設等への食品の提供による、利用者満足度の向上 ・ひとり親家庭向けの弁当作りなどを通した、セーフティネットの創出
各主体の役割	【市・民間団体】：需要と供給の調整、市民・事業者等に寄付の呼びかけ、食品の寄付先の調整 【市民】：余った食品の寄付 【事業者】：余った食品の寄付 【福祉団体・児童養護施設等】：食品の活用・活用方法の検討、ニーズの報告
関連する基本目標	○基本目標 1 施策［3］の取組方針⑥ ◎基本目標 3 施策［1］の取組方針①、取組方針④ ○基本目標 5 施策［1］の取組方針①、取組方針②、取組方針③ 凡例：◎：最も関連がある目標、○：関連がある目標
関連する成果指標	・市内の温室効果ガス排出量（千 t-CO_2） ・1 人 1 日当たりごみ排出量（g/人日） ・ごみの焼却による温室効果ガス排出量（千 t-CO_2）

ロードマップ

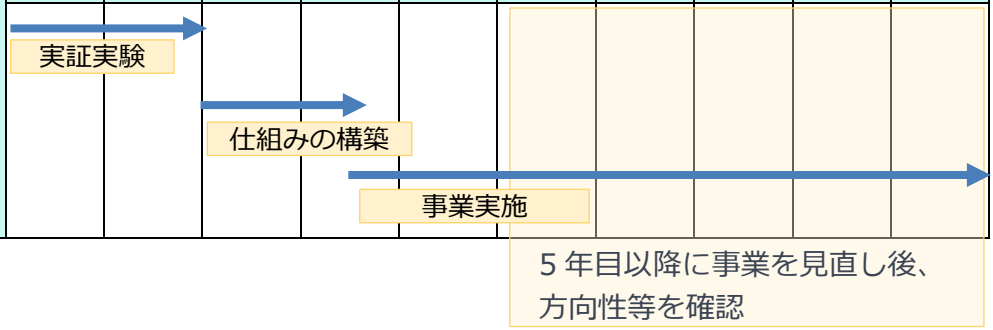

第6章　推進体制・進行管理

6.1　推進体制

望ましい環境像である「みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かな　まちだ」を実現するため、市民・事業者・市の３者で計画を推進します。

また、推進の成果として、市の取組については、関係各部局より各種事業の実施状況、成果指標の推移などを収集・把握し、その結果をとりまとめます。市民や事業者については、アンケート調査やヒアリング等を通じて活動状況を把握します。これらを環境管理委員会（課長級）で点検し、計画の更なる推進につなげます。点検結果は環境白書を通して広く市民や事業者へ公表します。

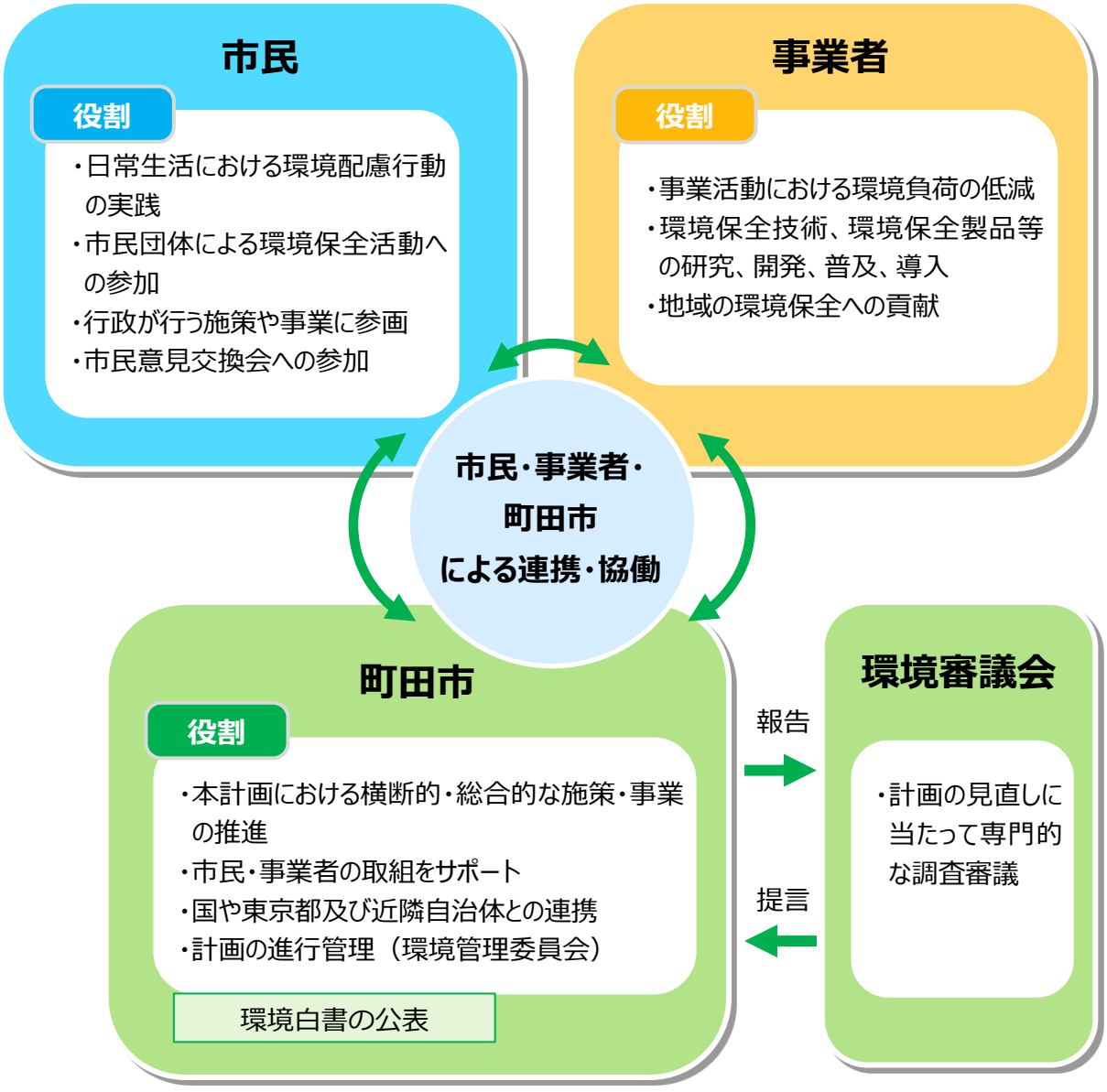

図 26　計画の推進主体と役割

6.2　進行管理

計画策定後は施策や重点プロジェクトの実施状況、関連する成果指標の推移などの点検を行い、その結果に基づき、改善をしていくという「PDCA」のサイクルが必要です。

また、施策の進捗状況や環境、社会情勢の変化に臨機応変に対応するため、３年が経過した時点を目途に行う進捗点検の結果をもとに、必要に応じて計画の見直しを行います。なお、計画の見直しにあたっては、学識者、事業者、市民で構成される環境審議会を通じた専門的な調査、審議を行うことで、適切な立案をします。

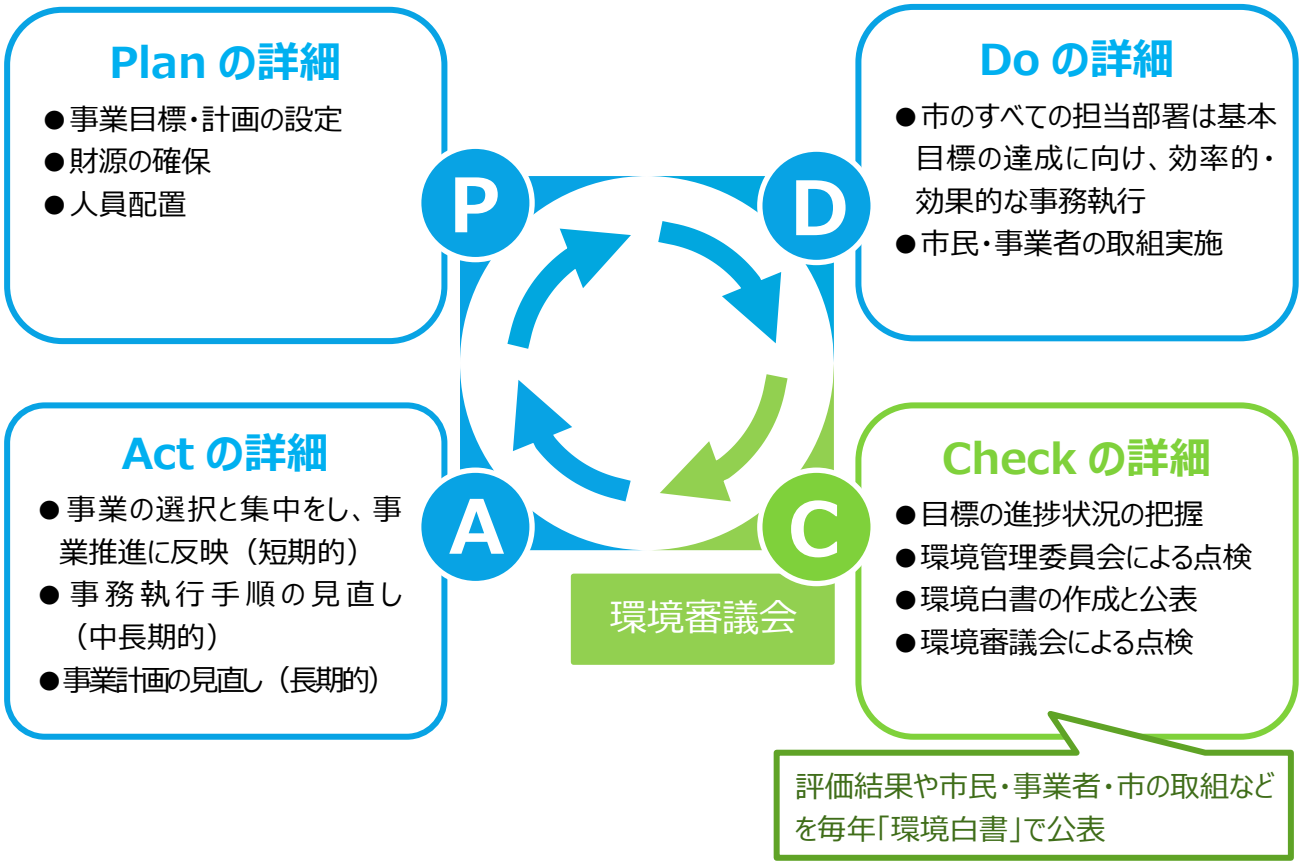

図 27　計画の進行管理方法

第7章　付属資料

用語解説等